



第3期

若狭町ふるさと輝き子育てプラン

～みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子～



令和7年3月

若狭町



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画とSDGsの関係	3
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 統計からみる本町の状況	4
2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果	12
3 こども・若者の意見聴取	36
4 第2期計画の取組状況	42
5 本町の課題と今後の方向性	55
第3章 計画の基本的な考え方	60
1 基本理念	60
2 基本目標	61
3 計画の体系	62
第4章 施策の展開	63
1 こども・若者の健やかな育ちを応援します	63
2 子育て世帯を応援します	70
3 こども・若者が暮らす地域を応援します	75
4 気がかりなこども・若者、その家族を応援します	82
第5章 量の見込みと提供体制	88
1 教育・保育提供区域の設定	88
2 量の見込みと確保の方策	88
第6章 計画の推進に向けて	99
1 施策推進の視点	99
2 住民や関係機関・団体等との協働による推進	100
3 国や県との連携による推進	100
4 庁内の推進体制	100
5 計画の進行管理	100
資料編	101
1 若狭町児童福祉審議会委員名簿	101
2 計画策定の経過	102
3 用語解説	103

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、これまで少子化対策として平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成24年に「子ども・子育て3法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な取組が展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

若狭町(以下「本町」という。)においても、平成27年に「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体化した「ふるさと輝き子育てプラン」を策定し、その後2期にわたって計画的に各事業の推進に取り組んできました。

しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、さらなる対策が求められています。

こういった中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。

これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

「第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン」(以下「本計画」という。)は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」を含んだ計画として策定します。

※本計画におけるこどもの定義

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

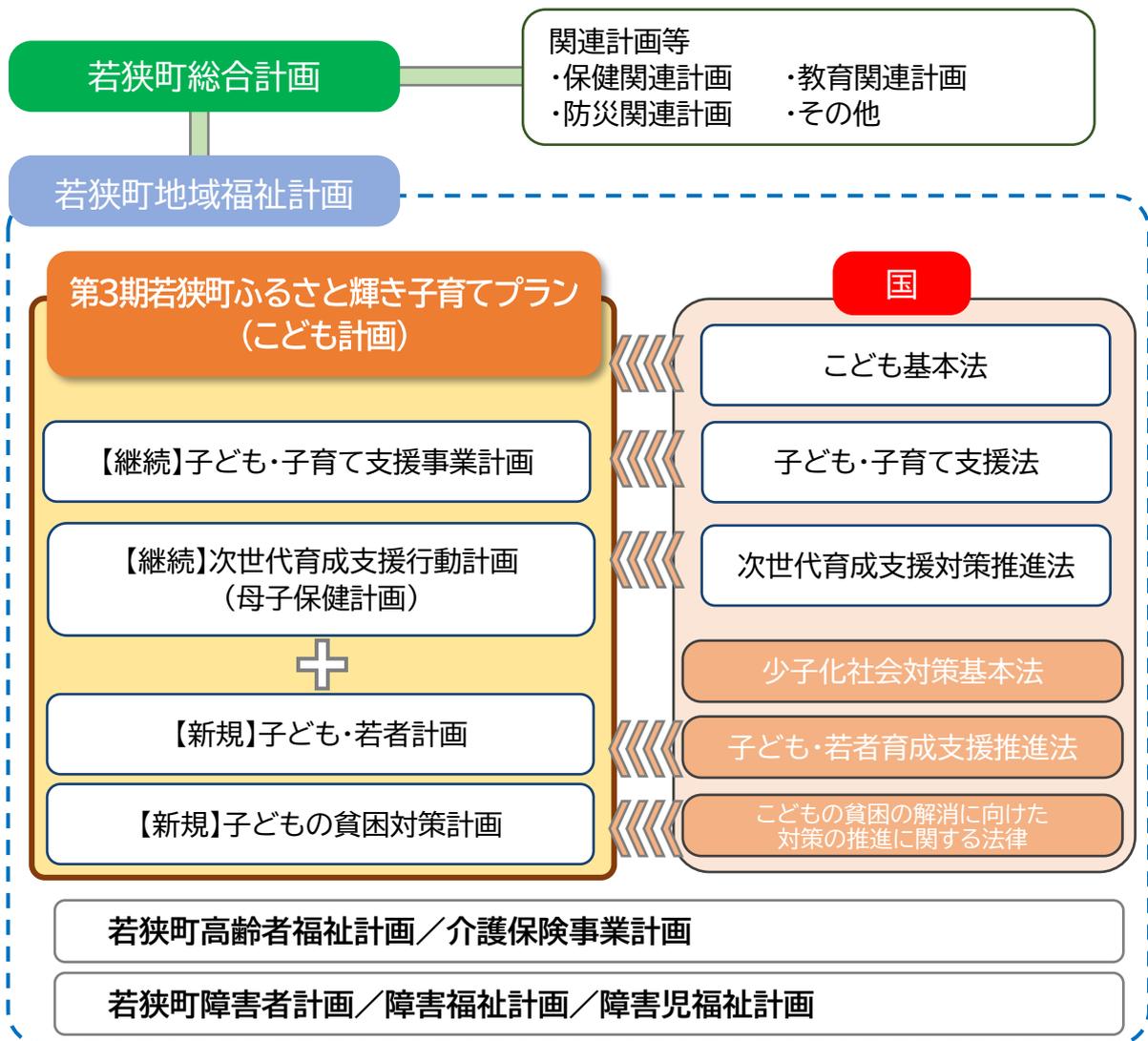
本計画における「こども」の表記については、基本法の趣旨を踏まえて「こども」を使用しますが、法令や施策、事業名等既に漢字で記載のあるものについては、引き続き「子ども」を使用します。

■こども・若者の考え方

こども	・18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある者(こども基本法第2条)
若者	・青年期(概ね18歳から30歳未満)の者(法令上の定義はない)

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の子ども大綱等を踏まえた子ども基本法第10条第2項に定める「市町村子ども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条で定める「次世代育成支援行動計画」に加え、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」についても包むものとし、さらに、町の最上位計画である「若狭町総合計画」及び福祉計画の上位計画である「若狭町地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図るものとします。



- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、国や県の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期ふるさと輝き子育てプラン (前回計画)					第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン (本計画)				

4. 計画とSDGsの関係

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、2030年までの達成を目指し、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本町においても、SDGsの理念・目標を踏まえ、本計画の基本目標及び、施策の推進に取り組んでいきます。



第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

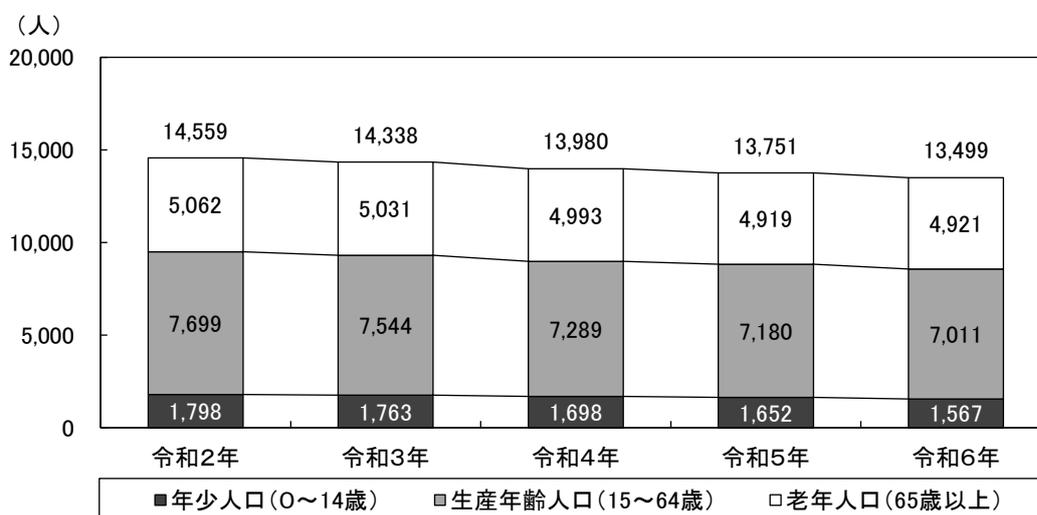
1. 統計からみる本町の状況

(1)人口の状況

総人口は減少傾向となっており、令和6年には13,499人と5年間で約1,000人減少しています。

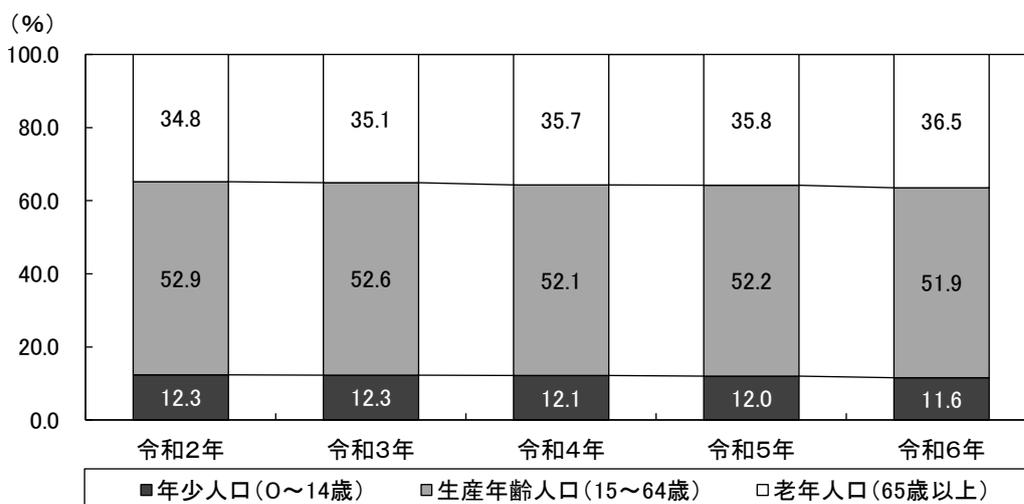
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移



※資料:住民基本台帳(各年4月1日)

■年齢3区分別人口構成比の推移

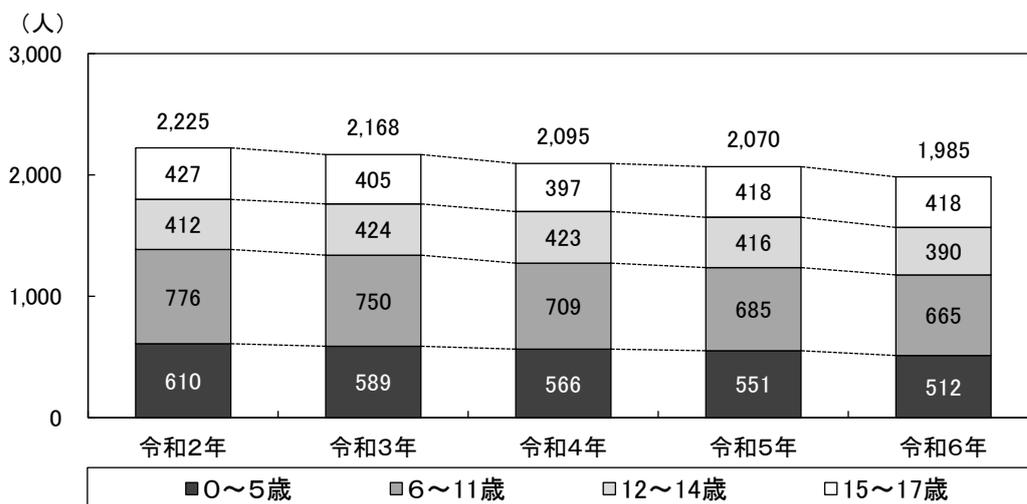


※資料:住民基本台帳(各年4月1日)

こどもの人口をみると、総数は減少傾向となっており、令和6年には1,985人と2,000人
を下回っています。

また、全ての年齢区分別で減少傾向となっており、0～5歳児と6～11歳児については、令
和2年と令和6年を比べると、ともに100人程度減少しています。

■こどもの人口の推移

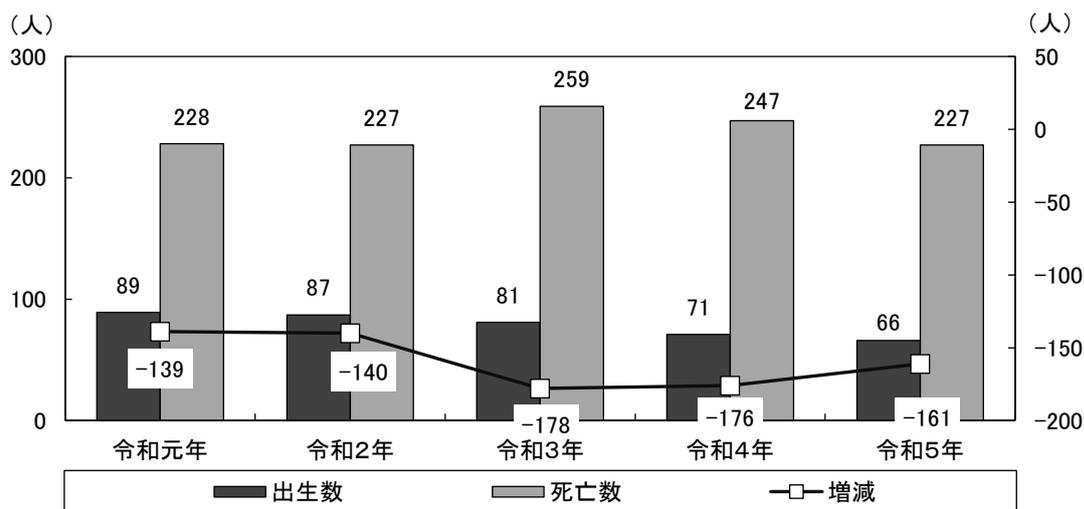


※資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2)人口動態の状況

人口動態をみると、出生数は減少傾向となっており、令和5年には66人となっています。死亡数は220～250人台で増減を繰り返しており、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

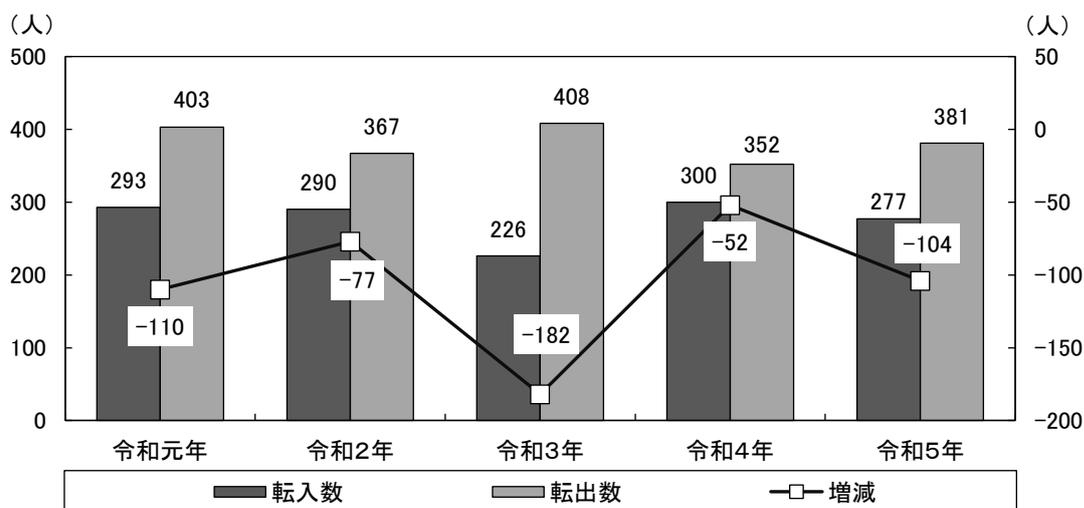
■自然動態の推移



※資料:若狭町税務住民課

社会動態をみると、転入数は200～300人台、転出数は300人～400人台で増減を繰り返しており、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いています。

■社会動態の推移

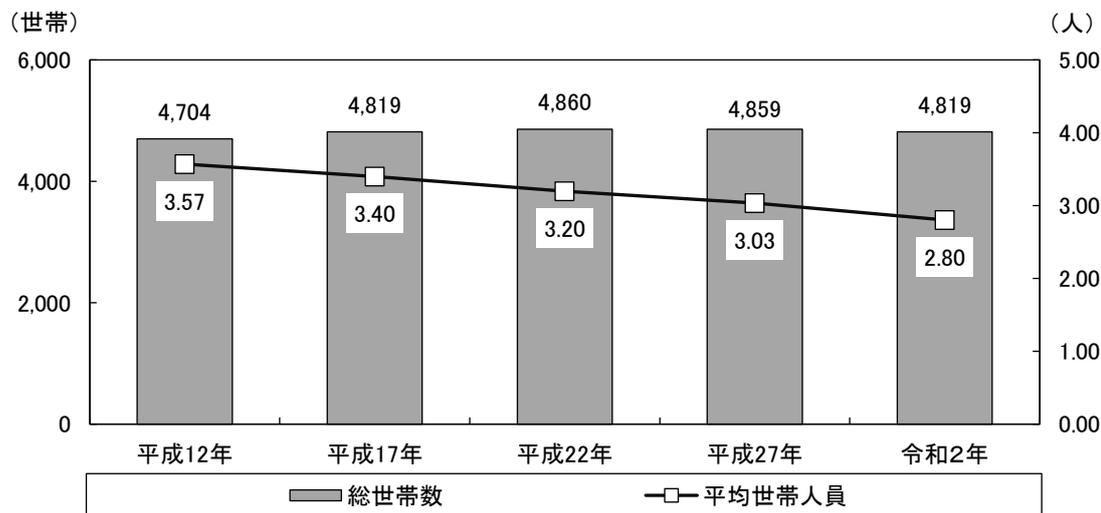


※資料:若狭町税務住民課

(3)世帯の状況

総世帯数をみると、平成17年以降、4,800台で推移していますが、平均世帯人員は減少傾向となっており、令和2年には2.80人と3人を下回っています。

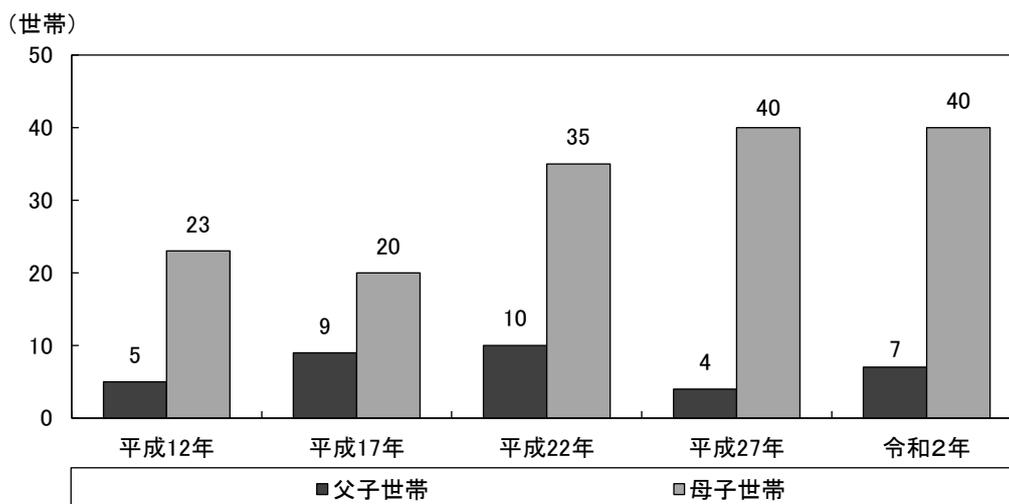
■総世帯数及び平均世帯人員の推移



※資料:国勢調査(各年10月1日現在)

ひとり親世帯数をみると、父子世帯数は4~10世帯の間で増減を繰り返しています。母子世帯数は平成17年から平成27年にかけて増加したのち、横ばいとなっており、令和2年は40世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移

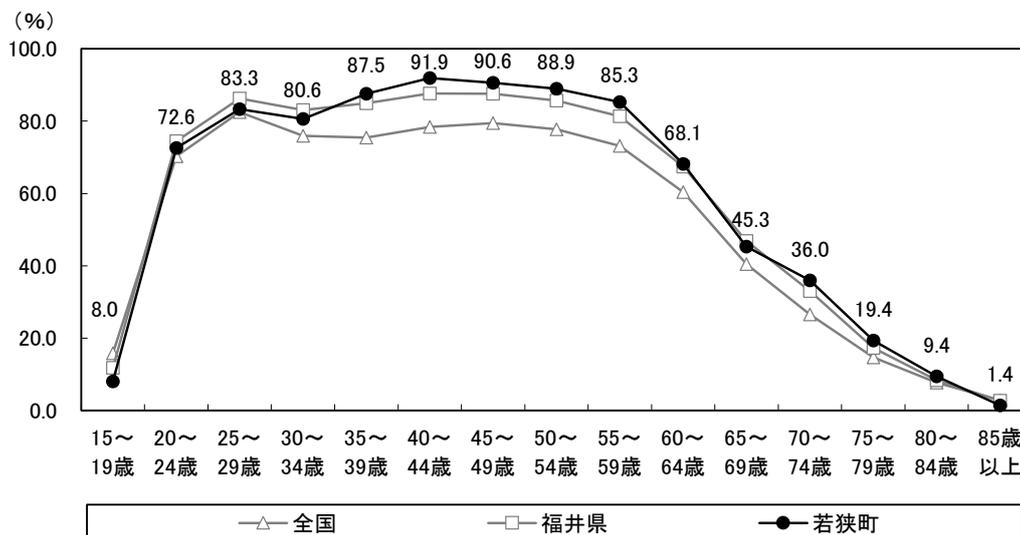


※資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(4)就労の状況

女性の年齢別就業率をみると、35～64歳、70～84歳の年齢層で全国・福井県の実績を上回っており、中でも40～49歳の就業率は9割を上回っています。

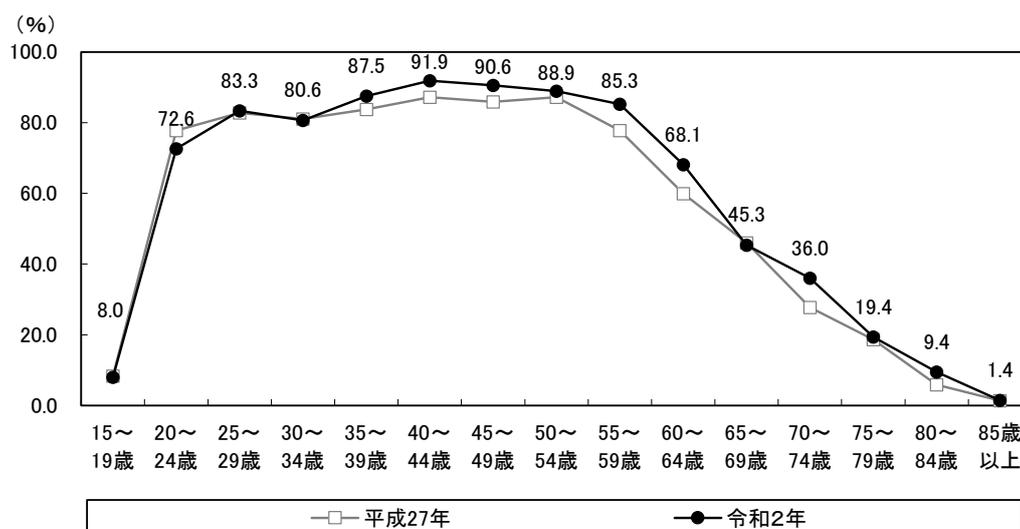
■女性の年齢別就業率の国・県比較(令和2年)



※資料:国勢調査(令和2年10月1日現在)

女性の年齢別就業率を平成27年と令和2年で比較すると、35～64歳と70～84歳では就業率が上昇していますが、20～24歳は下降しています。

■女性の年齢別就業率の推移

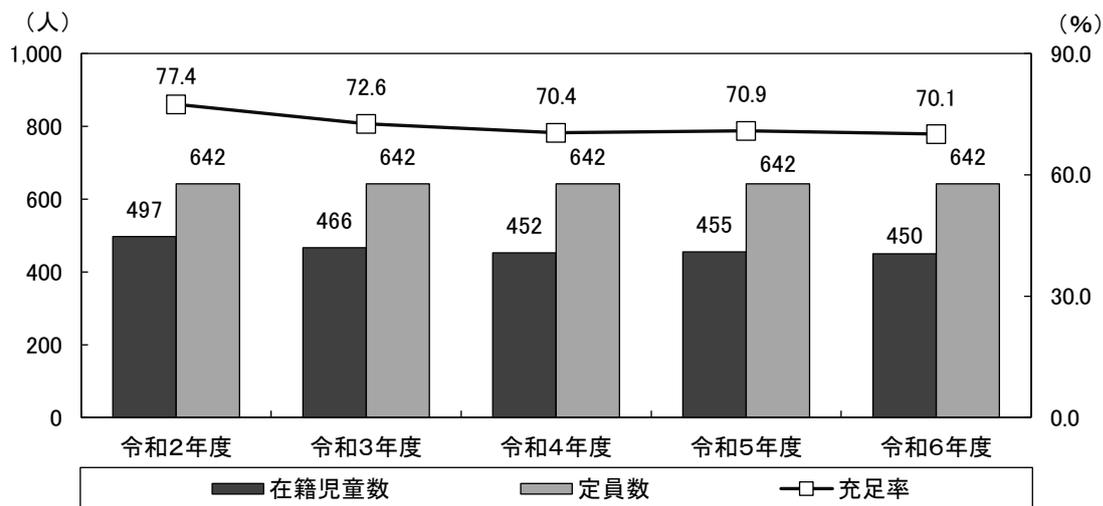


※資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 就学前児童の状況

就学前児童の保育所等在籍状況をみると、在籍児童数は概ね減少傾向となっており、令和2年度と令和6年度を比べると47人減少しています。充足率は令和4年度まで低下し、それ以降は70%台を横ばいに推移しています。

■就学前児童の保育所等在籍状況



※資料:若狭町子育て支援課

(6) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用者数をみると、利用者数の合計は令和4年度以降、増加傾向となっています。内訳をみると低学年(1~3年生)は令和4年度以降、増加傾向となっています。

高学年(4~6年生)は令和5年度まで概ね増加傾向となっていました、令和6年度には減少に転じています。

■放課後児童クラブ利用者数(通年利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年 (1~3年生)	64	61	63	68	76
高学年 (4~6年生)	13	13	16	16	12
合計	77	74	79	84	88

※資料:若狭町教育委員会事務局

※令和6年度は利用申し込み者数

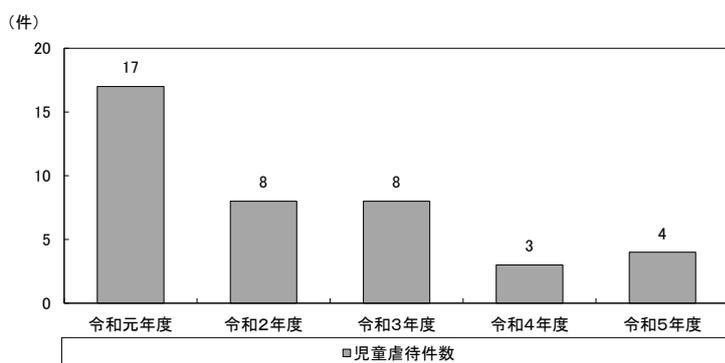
(7) 支援が必要な子ども等の状況

児童虐待件数は令和元年度の17件から令和2年度にかけて8件、令和4年度には3件と概ね減少傾向となっておりますが、令和5年度には4件となっております一定の件数が見受けられます。

生活保護受給世帯数、生活保護受給者数は令和4年度以降、減少傾向にあったものの、18歳未満の生活保護受給者数は1～2人存在しています。

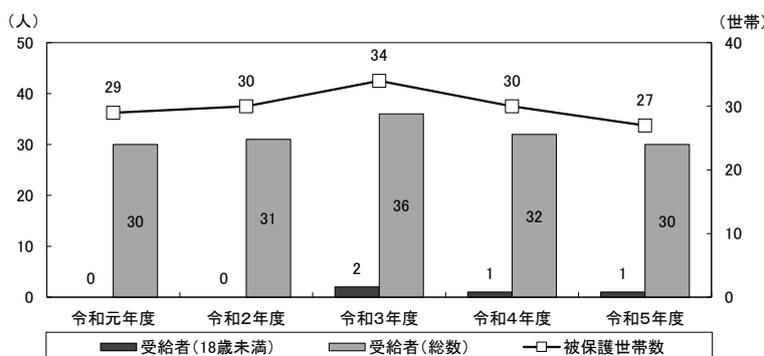
不登校の小学校児童割合は0.1～0.3%と少ないスコアで推移していますが、中学校生徒割合は概ね増加傾向となっており、令和5年度は6.6%と令和元年度(2.7%)と比べると3.9ポイントの増加となっております。

■児童虐待件数の推移



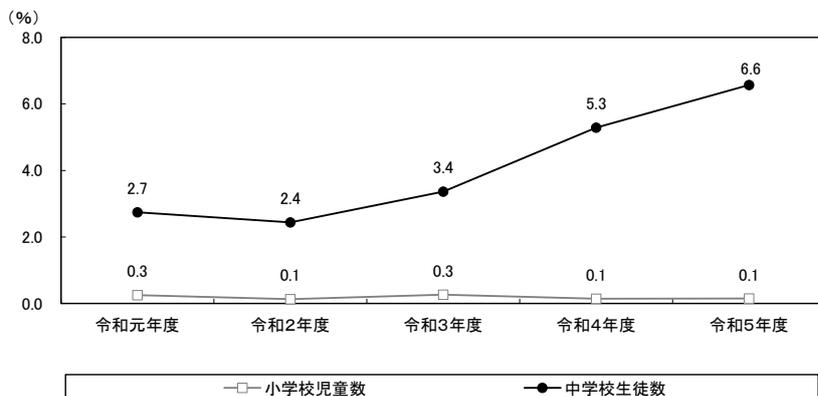
※資料:若狭町子育て支援課

■生活保護受給世帯数・受給者数の推移



※資料:若狭町福祉課

■不登校児童・生徒割合の推移



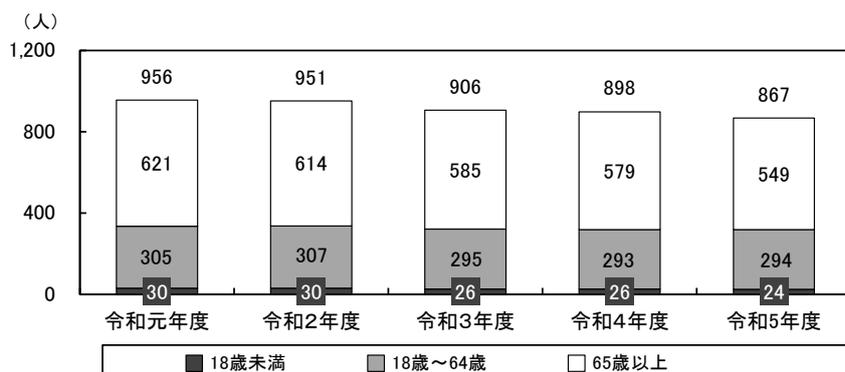
※資料:若狭町子育て支援課

障害者手帳所持者年齢区分別の推移をみると、全体では令和2年度以降減少傾向となっています。年齢別の「18歳未満」においても減少傾向となっており、令和3年度以降は25人前後で推移しています。

町内の特別支援学級における在籍者数の推移をみると、小学校は減少傾向、中学校、通級指導は概ね増加傾向となっており、令和5年度では小学校が27人、中学校が20人、通級指導が28人となっています。

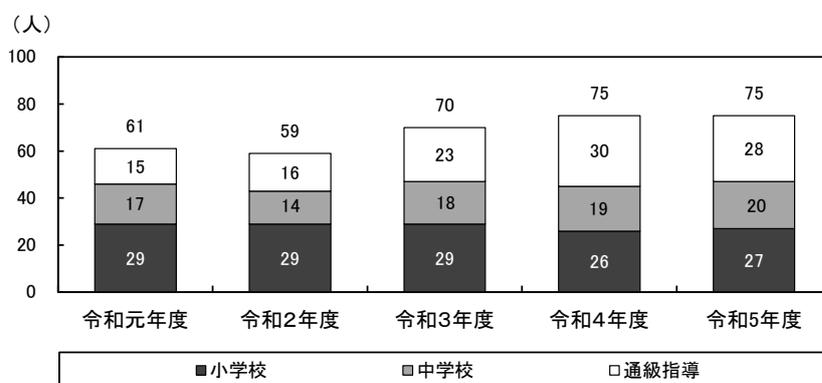
特別支援学校における在籍者数は、18～20人で推移しており、幼児部は在籍者が0人となっています。

■障害者手帳所持者年齢区分別の推移



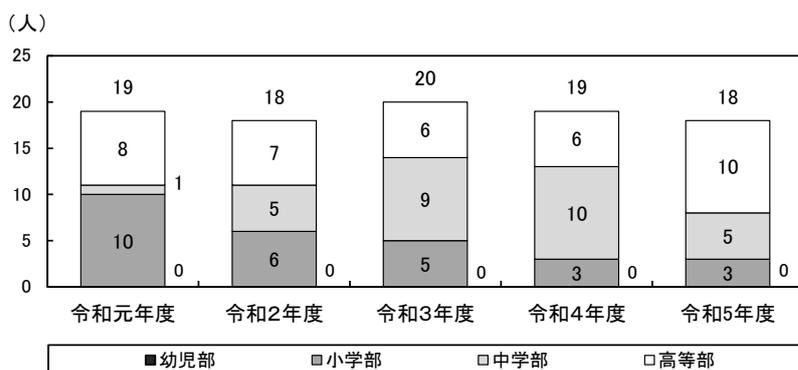
※資料:若狭町福祉課

■特別支援学級の在籍者数の推移



※資料:若狭町福祉課

■特別支援学校の在籍者数の推移



※資料:若狭町福祉課

2. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

■調査の目的

本調査は、令和2年3月に策定した「若狭町第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えるため、令和7年度を始期とする第3期計画の策定にあたり、必要な情報を得るため子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、まちの現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として実施しました。

■調査概要

項目	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査対象者	令和6年2月1日現在、若狭町に在住の就学前児童を持つ保護者の方	令和6年2月1日現在、若狭町に在住の小学生児童を持つ保護者の方
調査期間	令和6年2月1日(木)～令和6年2月16日(金)	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式	

■回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	416件	326件	78.3%
小学生児童の保護者	506件	410件	81.0%

■調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2)調査結果

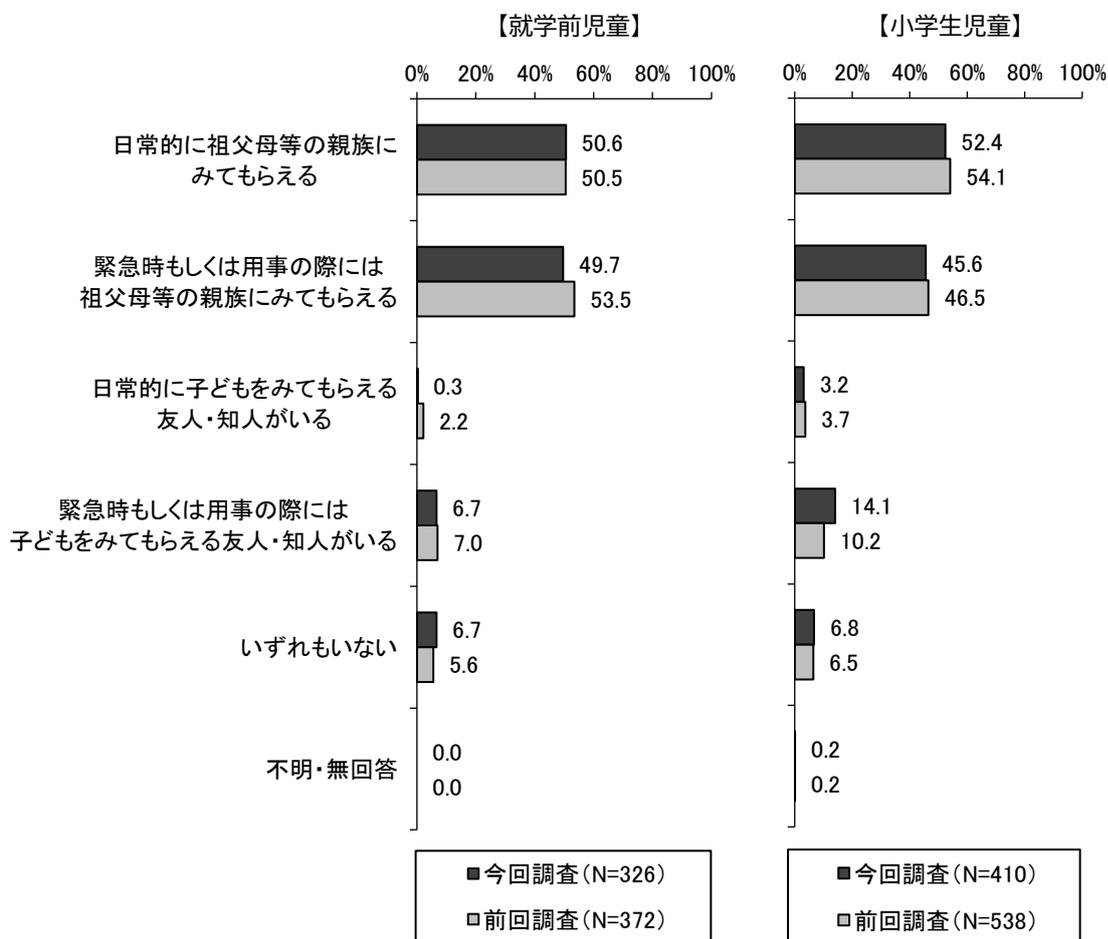
1-1. 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無。(複数回答)

(就学前児童:問8、小学生児童:問8)

日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が50.6%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が49.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」、「いずれもない」がともに6.7%となっています。

小学生児童では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が52.4%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が45.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が14.1%となっています。

就学前児童・小学生児童ともに、前回調査との比較において、大きな違いはありません。



1-2. 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無。(複数回答)(就労形態別クロス集計)

(就学前児童:問8、小学生児童:問8)

母親の就労形態別に日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無について「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」に着目すると、【フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない】では就学前児童(60.7%)・小学生児童(63.8%)ともに、全体より高く、【パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない】では就学前児童(44.6%)・小学生児童(41.7%)とともに全体より低くなっています。

【就学前児童】

※全体の数値より高い数値に色付け

	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは親族にのみ	日常的に子どもがみられる	緊急時もしくは子どもがみられる	いずれもない	不明・無回答
全体(n=326)	50.6	49.7	0.3	6.7	6.7	0.0
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない(n=107)	60.7	37.4	0.9	5.6	8.4	0.0
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である(n=36)	38.9	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない(n=139)	44.6	57.6	0.0	9.4	6.5	0.0
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である(n=10)	70.0	50.0	0.0	10.0	0.0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない(n=30)	50.0	40.0	0.0	6.7	10.0	0.0
これまで就労したことがない(n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答(n=3)	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

【小学生児童】

※全体の数値より高い数値に色付け

	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは親族にのみ	日常的に子どもがみられる	緊急時もしくは子どもがみられる	いずれもない	不明・無回答
全体(n=410)	52.4	45.6	3.2	14.1	6.8	0.2
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない(n=185)	63.8	36.8	4.9	15.7	4.3	0.5
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である(n=7)	57.1	42.9	0.0	14.3	14.3	0.0
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない(n=175)	41.7	53.7	2.3	13.7	9.1	0.0
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である(n=8)	50.0	50.0	0.0	12.5	0.0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない(n=24)	37.5	54.2	0.0	12.5	12.5	0.0
これまで就労したことがない(n=2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答(n=9)	77.8	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0

2. 子育てについて気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

(単数回答)

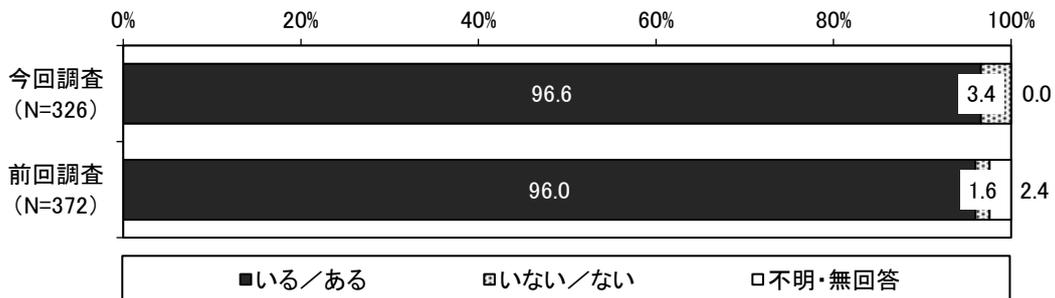
(就学前児童:問9、小学生児童:問9)

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無についてみると、就学前児童では「いる／ある」が96.6%、「いない／ない」が3.4%となっています。

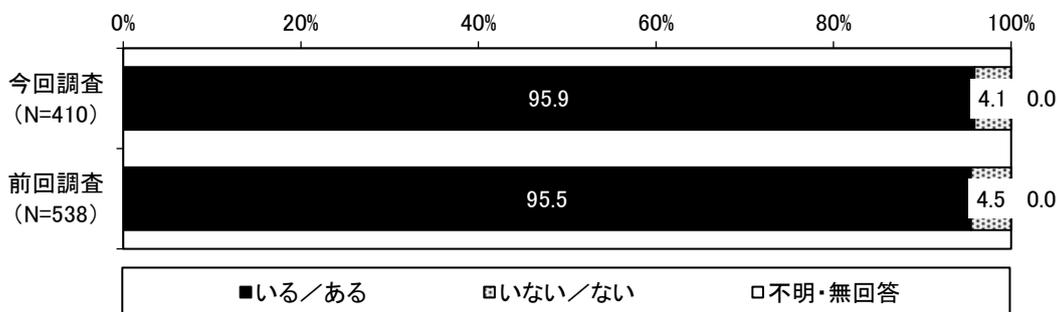
小学生児童では「いる／ある」が95.9%、「いない／ない」が4.1%となっています。

就学前児童・小学生児童ともに、前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童】



【小学生児童】



3. お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答)

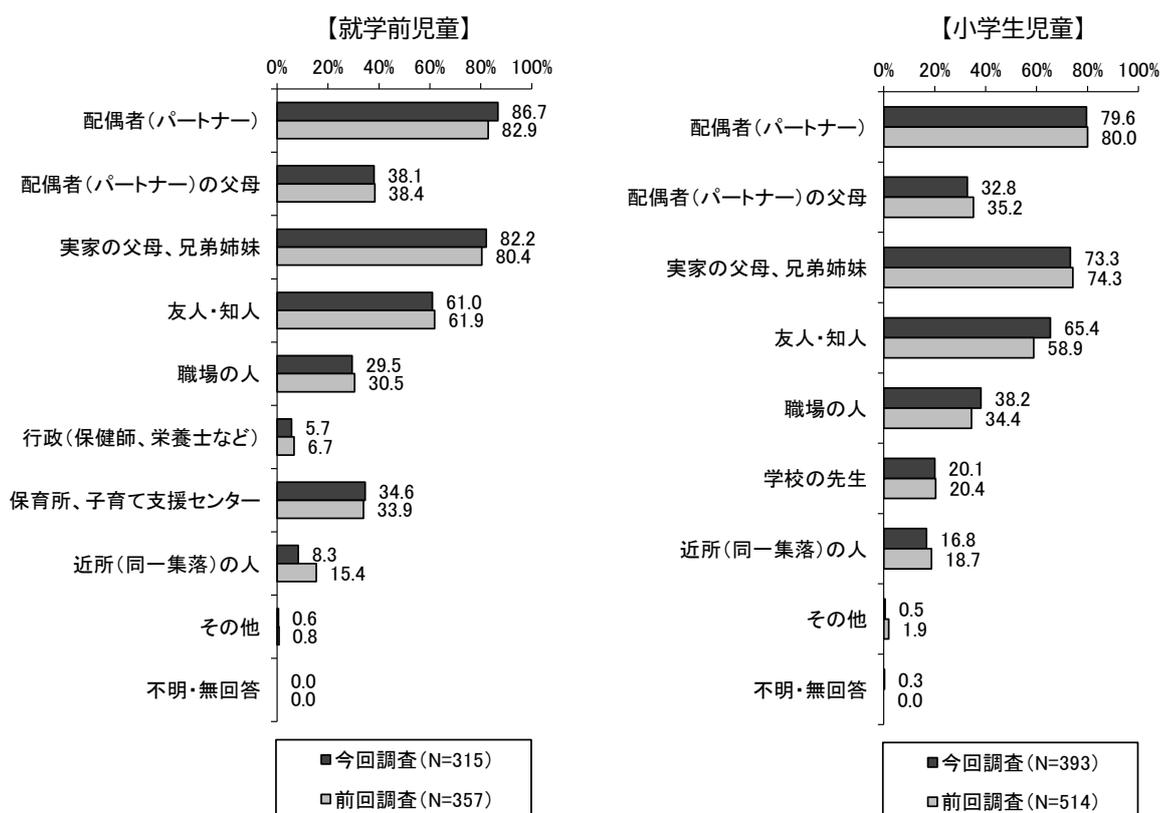
(就学前児童:問9-1、小学生児童:問9-1)

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「配偶者(パートナー)」が86.7%と最も高く、次いで「実家の父母、兄弟姉妹」が82.2%、「友人・知人」が61.0%となっています。

前回調査と比較すると、「近所(同一集落)の人」が7.1ポイント減少しています。

小学生児童では「配偶者(パートナー)」が79.6%と最も高く、次いで「実家の父母、兄弟姉妹」が73.3%、「友人・知人」が65.4%となっています。

前回調査と比較すると、「友人・知人」が6.5ポイント増加しています。



4-1. 子育てに関して、悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。

(複数回答)

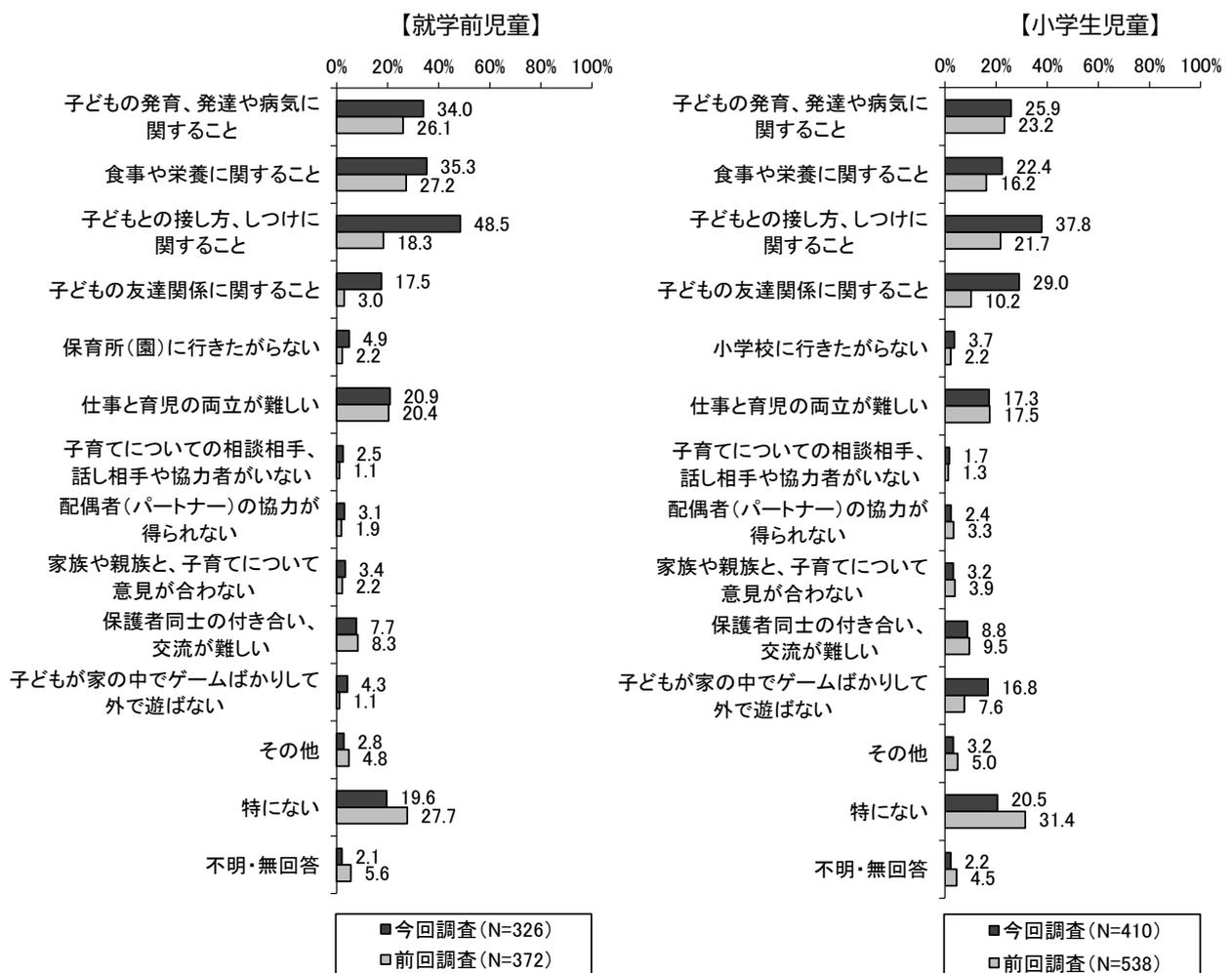
(就学前児童:問 10、小学生児童:問 10)

子育てに関して、悩んでいること、または気になることについてみると、就学前児童では「子どもとの接し方、しつけに関すること」が48.5%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が35.3%、「子どもの発育、発達や病気に関すること」が34.0%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもとの接し方、しつけに関すること」が30.2ポイント、「子どもの友達関係に関すること」が14.5ポイント、「食事や栄養に関すること」が8.1ポイント増加しています。

小学生児童では「子どもとの接し方、しつけに関すること」が37.8%と最も高く、次いで「子どもの友達関係に関すること」が29.0%、「子どもの発育、発達や病気に関すること」が25.9%となっています。

前回調査と比較すると、「子どもの友達関係に関すること」が18.8ポイント、「子どもとの接し方、しつけに関すること」が16.1ポイント、「子どもが家の中でゲームばかりして外で遊ばない」が9.2ポイント、「食事や栄養に関すること」が6.2ポイント増加しています。



4-2. 子育てに関して、悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。

(複数回答) (学年別クロス集計)

(就学前児童:問 10、小学生児童:問 10)

学年別に子育てに関して、悩んでいること、または気になることについて全体の数値より高い数値に着目すると、就学前児童では5歳児(年長)が9項目と最も多くなっています。

小学生児童では3年生が11項目と最も多く、比較的低学年(1~3年生)で全体の数値より高い項目がみられることから、就学前後の年代において、悩み事等が増加する傾向となっています。

【就学前児童】

※全体の数値より高い数値に色付け

	子どもの発育、発達や病気に 関すること	食事や栄養に関する こと	子どもの接し方、しつけに 関すること	子どもの友達関係に関する こと	保育所(園)に行きたがら ない	仕事と育児の両立が難 しい	子育てについての相談相手、 話し相手や協力者がい ない	配偶者(パートナー)の協 力が得られない	家族や親族と、子育てにつ いて意見が合わない	保護者同士の付き合い、交 流が難しい	子どもが家の中でゲームば かりして外で遊ばない	その他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=326)	34.0	35.3	48.5	17.5	4.9	20.9	2.5	3.1	3.4	7.7	4.3	2.8	19.6	2.1
0歳児(n=67)	35.8	40.3	43.3	7.5	1.5	19.4	3.0	0.0	0.0	7.5	0.0	3.0	23.9	1.5
1歳児(n=47)	34.0	51.1	66.0	12.8	2.1	25.5	0.0	2.1	6.4	6.4	6.4	0.0	17.0	2.1
2歳児(n=46)	26.1	32.6	56.5	17.4	6.5	19.6	4.3	4.3	4.3	6.5	4.3	6.5	17.4	2.2
3歳児(年少)(n=49)	30.6	36.7	49.0	12.2	12.2	24.5	2.0	8.2	4.1	4.1	2.0	0.0	20.4	4.1
4歳児(年中)(n=56)	42.9	26.8	37.5	19.6	3.6	12.5	3.6	1.8	3.6	7.1	3.6	1.8	19.6	1.8
5歳児(年長)(n=53)	35.8	30.2	47.2	35.8	5.7	22.6	1.9	3.8	3.8	13.2	11.3	3.8	17.0	0.0
不明・無回答(n=8)	12.5	0.0	25.0	25.0	0.0	37.5	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	25.0	12.5

【小学生児童】

※全体の数値より高い数値に色付け

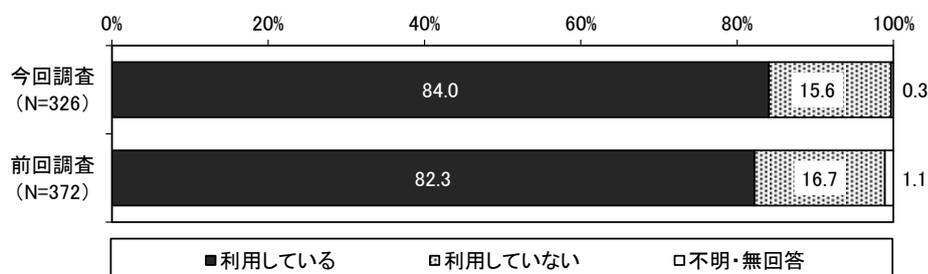
	子どもの発育、発達や病気に 関すること	食事や栄養に関する こと	子どもの接し方、しつけに 関すること	子どもの友達関係に関する こと	小学校に行きたがら ない	仕事と育児の両立が難 しい	子育てについての相談相手、 話し相手や協力者がい ない	配偶者(パートナー)の協 力が得られない	家族や親族と、子育てにつ いて意見が合わない	保護者同士の付き合い、交 流が難しい	子どもが家の中でゲームば かりして外で遊ばない	その他	特 に な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=410)	25.9	22.4	37.8	29.0	3.7	17.3	1.7	2.4	3.2	8.8	16.8	3.2	20.5	2.2
1年生(n=74)	35.1	25.7	48.6	25.7	1.4	20.3	1.4	0.0	4.1	12.2	12.2	1.4	17.6	2.7
2年生(n=70)	21.4	22.9	34.3	18.6	4.3	18.6	0.0	0.0	1.4	8.6	8.6	4.3	30.0	2.9
3年生(n=77)	32.5	35.1	46.8	32.5	6.5	18.2	2.6	2.6	3.9	9.1	23.4	2.6	9.1	1.3
4年生(n=55)	25.5	16.4	30.9	25.5	1.8	21.8	0.0	0.0	3.6	9.1	18.2	0.0	25.5	0.0
5年生(n=71)	22.5	21.1	32.4	28.2	4.2	18.3	4.2	5.6	2.8	8.5	16.9	2.8	23.9	4.2
6年生(n=49)	10.2	12.2	32.7	46.9	2.0	6.1	0.0	8.2	4.1	2.0	24.5	10.2	18.4	0.0
不明・無回答(n=14)	35.7	0.0	21.4	35.7	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	21.4	7.1

5. お子さんは現在、保育施設等を利用されていますか。(単数回答)

(就学前児童:問 15)

現在の保育施設等の利用状況についてみると、「利用している」が84.0%、「利用していない」が15.6%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。



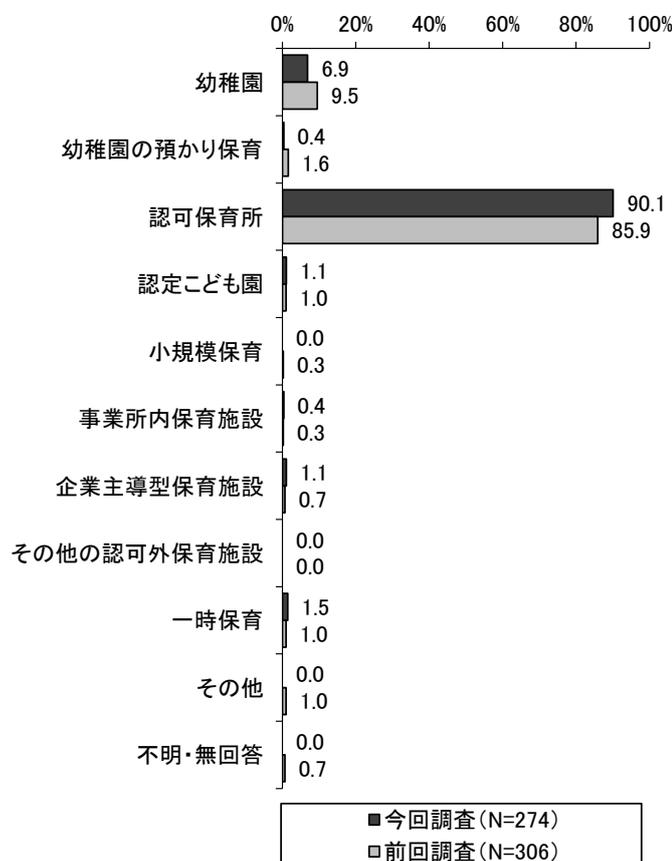
6. どのような保育施設等を利用していますか。(複数回答)

(就学前児童:問 15-1)

現在利用している保育施設等についてみると、「認可保育所」が90.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が6.9%、「一時保育」が1.5%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

なお、実際の幼稚園利用者数に対して、「幼稚園」と回答した数が多くなっていることから、利用施設の認識が異なっている方もいると考えられます。(次問同様)

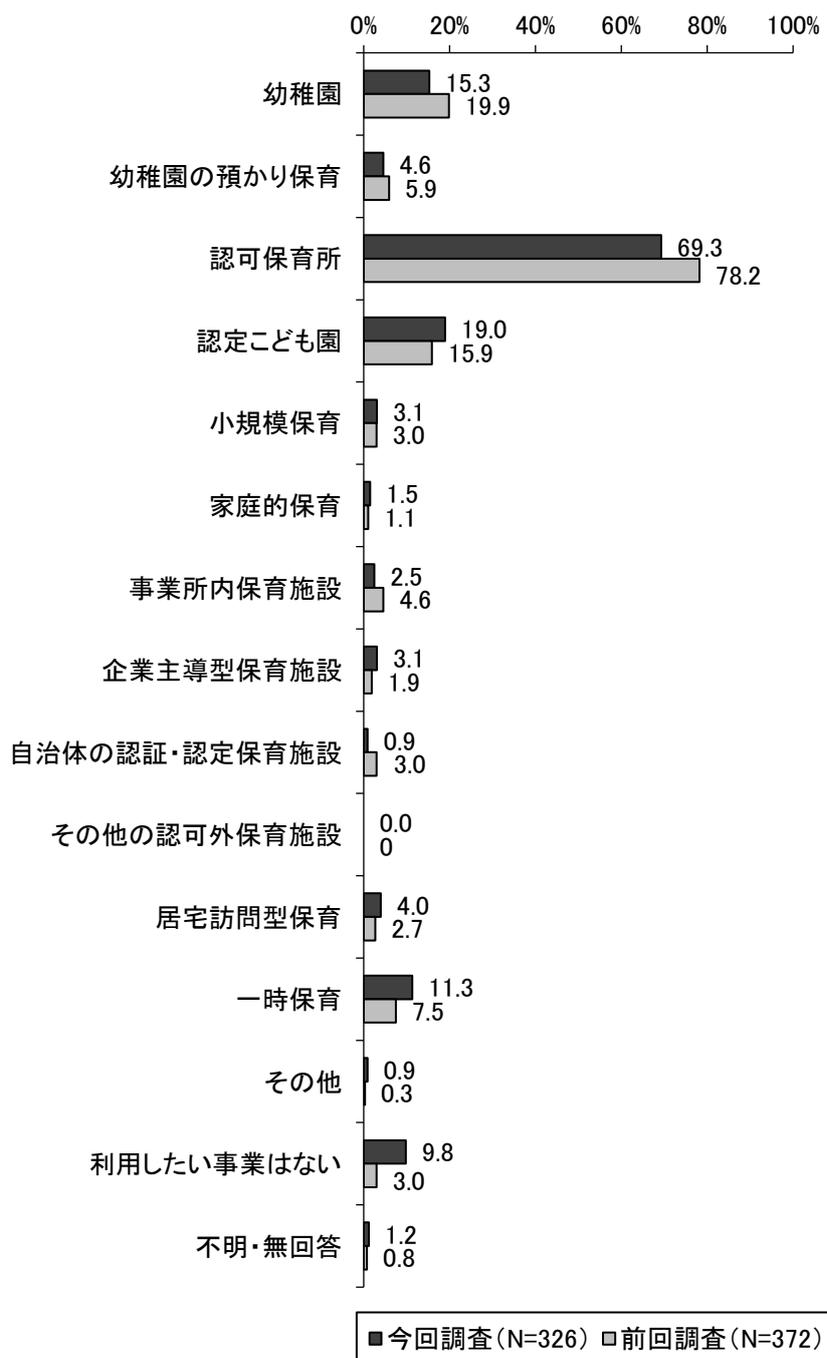


7. 今後利用させたいと考える保育施設等をお答えください。(複数回答)

(就学前児童:問16)

現在の利用の有無にかかわらず、お子さんに、今後利用させたいと考える保育施設等についてみると、「認可保育所」が69.3%と最も高く、次いで「認定こども園」が19.0%、「幼稚園」が15.3%となっています。

前回調査と比較すると、「利用したい事業はない」が6.8ポイント増加し、「認可保育所」が8.9ポイント減少しています。

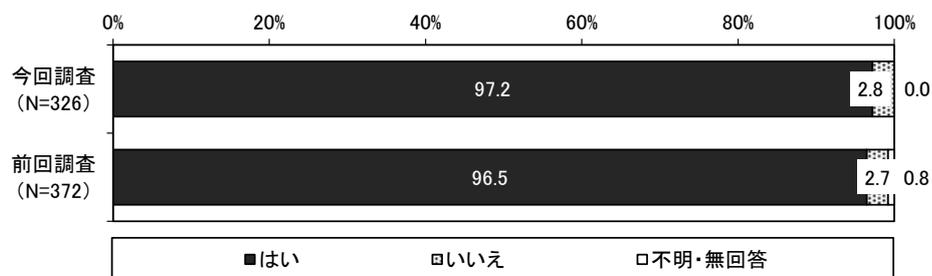


8. 子育て支援センター(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場)を知っていますか。(単数回答)

(就学前児童:問 17)

子育て支援センターを知っているかについてみると、「はい」が97.2%、「いいえ」が2.8%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

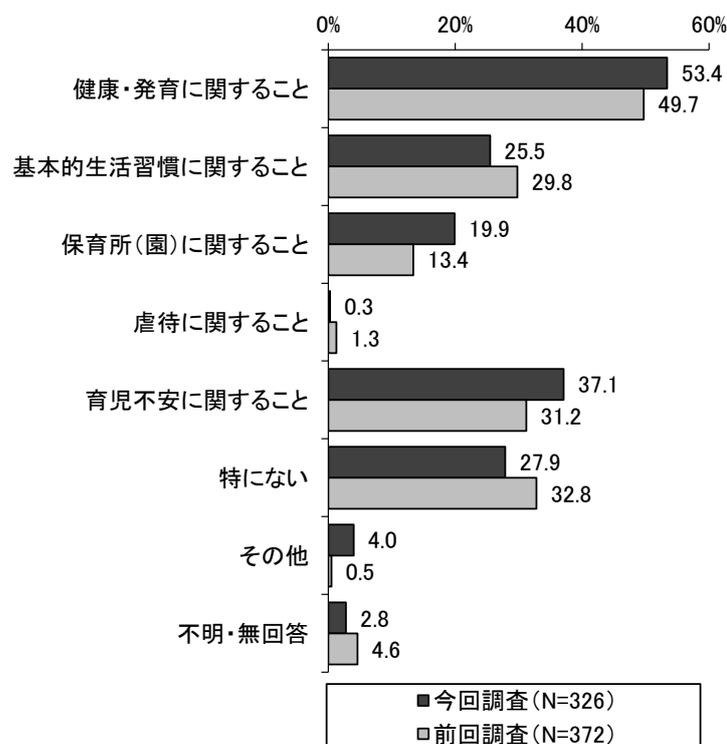


9. 子育て支援センターで知りたい情報、相談したい内容。(複数回答)

(就学前児童:問 20)

子育て支援センターで知りたい情報、相談したい内容についてみると、「健康・発育に関すること」が53.4%で最も高く、次いで「育児不安に関すること」が37.1%、「特にない」が27.9%となっています。

前回調査と比較すると、「保育所(園)に関すること」が6.5ポイント、「育児不安に関すること」が5.9ポイント増加しています。

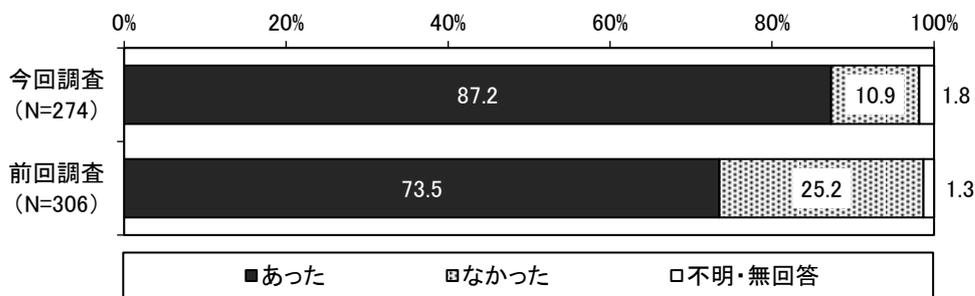


10. この1年間で、お子さんが病気やけがで保育施設等を利用できなかったことはありますか。
 または、学校を休んだことはありますか。(単数回答)

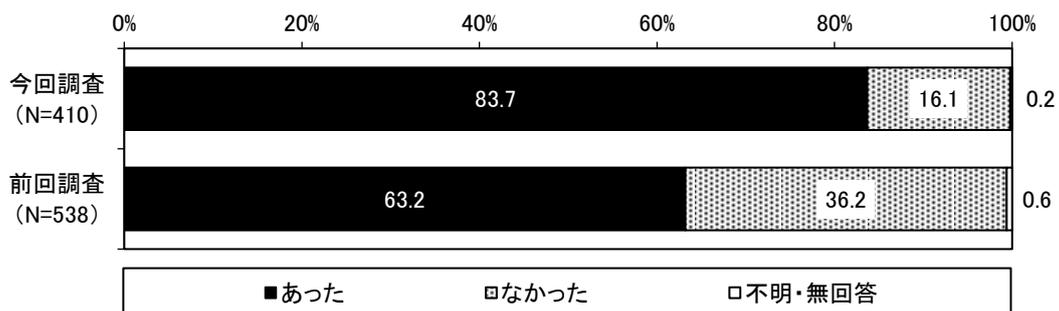
(就学前児童:問 23、小学生児童:問 15)

この1年間に、お子さんが病気やケガで保育施設等を利用できなかった、または学校を休んだことの有無についてみると、就学前児童では「あった」が87.2%、「なかった」が10.9%となっています。前回調査と比較すると、「あった」が13.7ポイント増加し、「なかった」が14.3ポイント減少してします。小学生児童では「あった」が83.7%、「なかった」が16.1%となっています。前回調査と比較すると、「あった」が20.5ポイント増加し、「なかった」が20.1ポイント減少してします。新型コロナウイルス感染症蔓延の時期と重なったこともあり、就学前児童・小学生児童ともに前回調査と比較すると「あった」が増加しています。

【就学前児童】



【小学生児童】



11. この1年間で、お子さんが病気やけがで保育施設等を利用できなかった場合の、対処方法をお答えください。(複数回答)

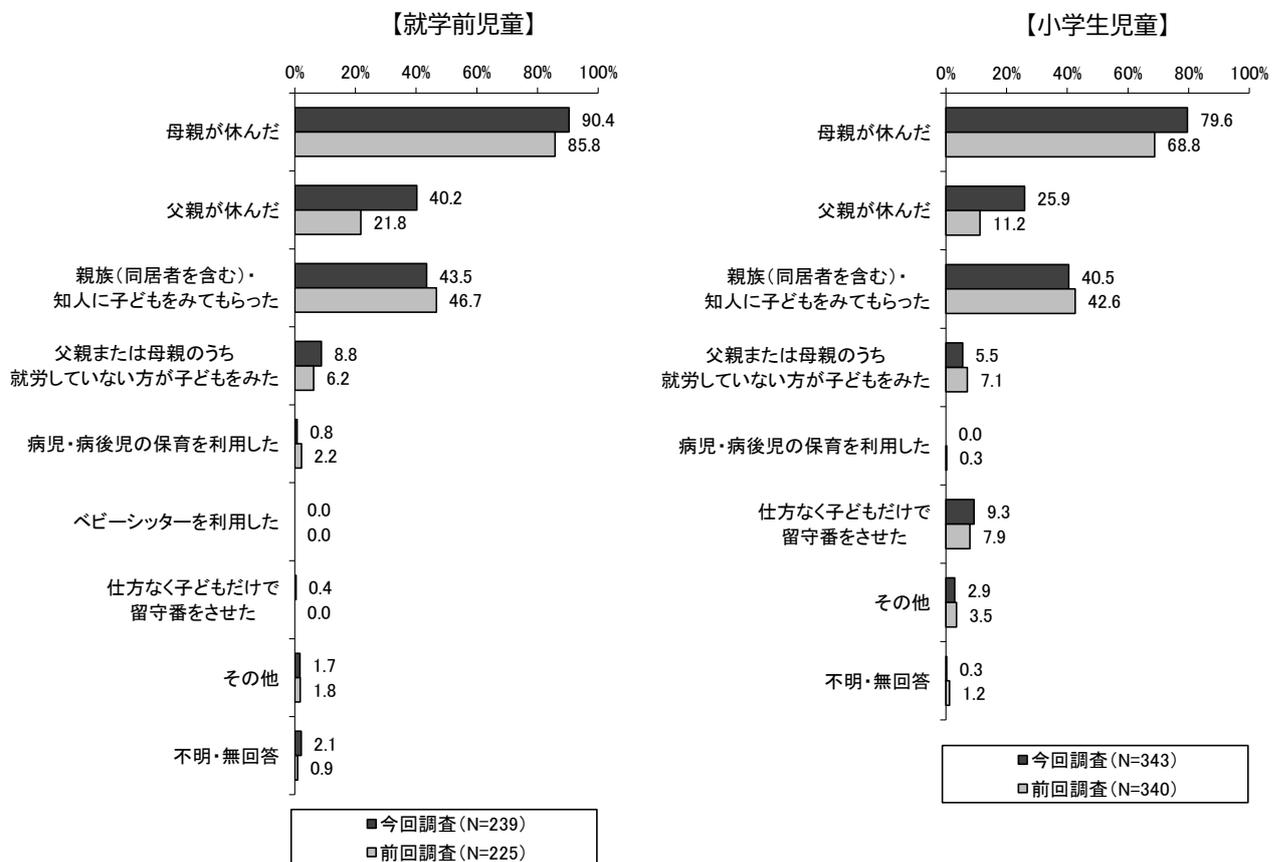
(就学前児童:問 23-1、小学生児童:問 15-1)

お子さんが利用できなかった場合の、この1年間の対処方法についてみると、就学前児童では「母親が休んだ」が90.4%と最も高く、次いで「親族(同居者を含む)・知人に子どもをみてもらった」が43.5%、「父親が休んだ」が40.2%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が18.4ポイント増加しています。

小学生児童では「母親が休んだ」が79.6%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が40.5%、「父親が休んだ」が25.9%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が14.7ポイント、「母親が休んだ」が10.8ポイント増加しています。



12. 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(単数回答)

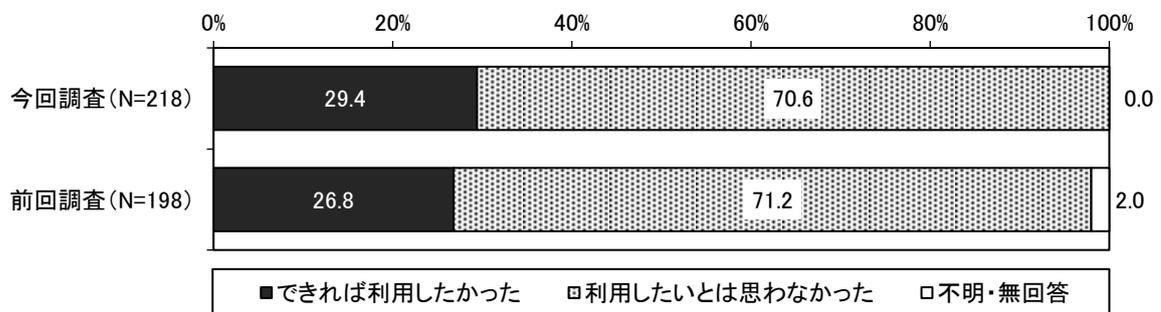
(就学前児童:問 23-2、小学生児童:問 15-2)

父親または母親が休んだ際に、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかについてみると、就学前児童では「利用したいとは思わなかった」が70.6%、「できれば利用したかった」が29.4%となっています。

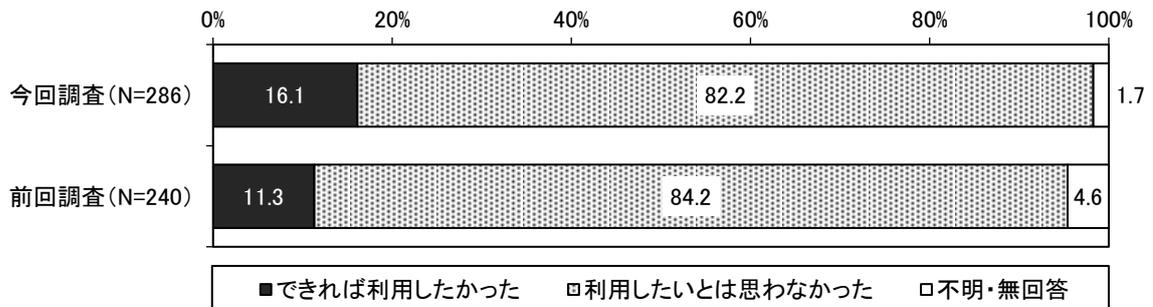
小学生児童では「利用したいとは思わなかった」が82.2%、「できれば利用したかった」が16.1%となっています。

就学前児童、小学生児童ともに、前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童】



【小学生児童】



13. 放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

(複数回答)

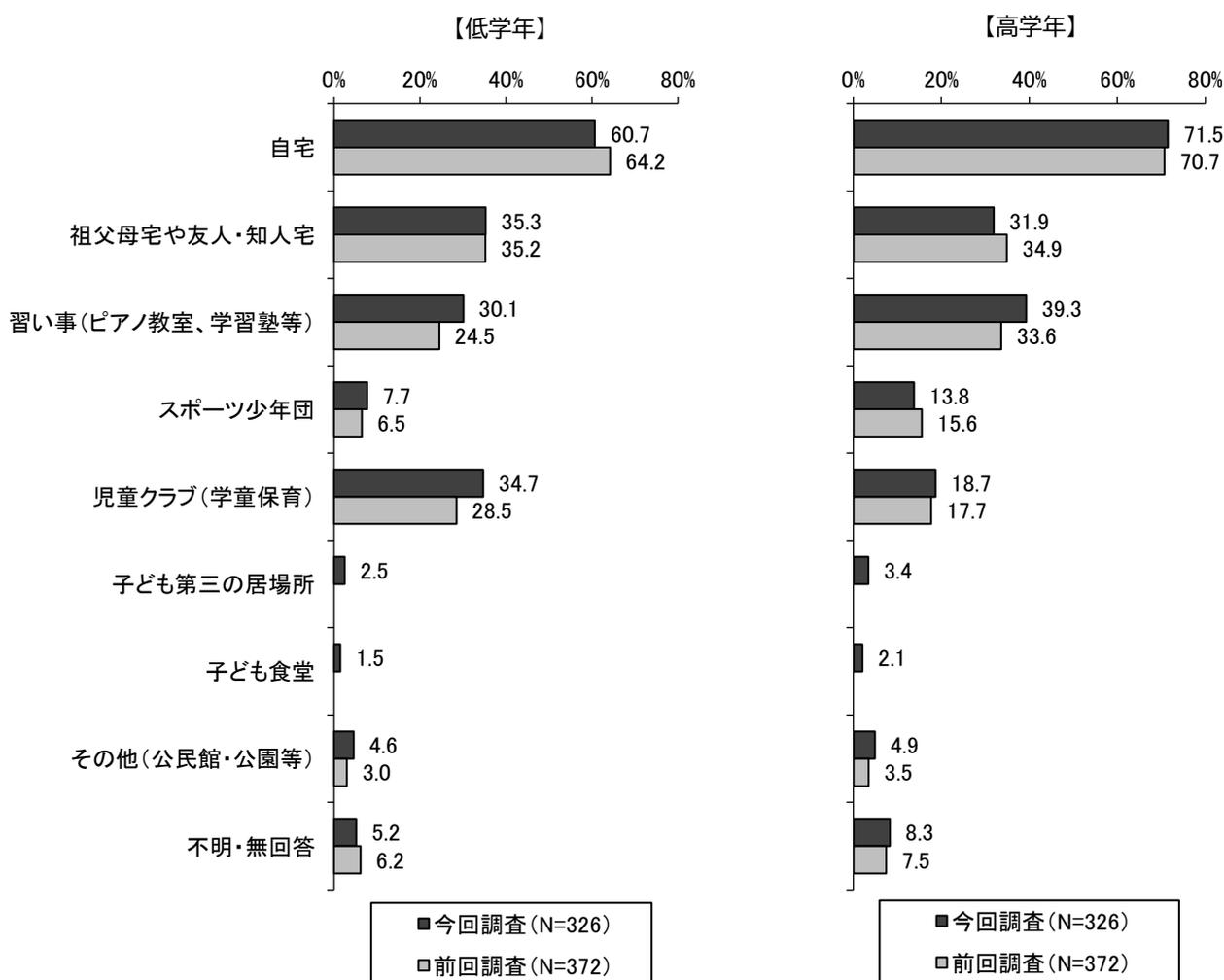
(就学前児童:問 28)

平日の放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、小学校低学年(1～3年生)では「自宅」が60.7%と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が35.3%、「児童クラブ(学童保育)」が34.7%となっています。

前回調査と比較すると、「児童クラブ(学童保育)」が6.2ポイント、「習い事(ピアノ教室、学習塾等)」が5.6ポイント増加しています。

小学校高学年(4～6年生)では「自宅」が71.5%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、学習塾等)」が39.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が31.9%となっています。

前回調査と比較すると、「習い事(ピアノ教室、学習塾等)」が5.7ポイント増加しています。



14. お子さんは放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしていますか。

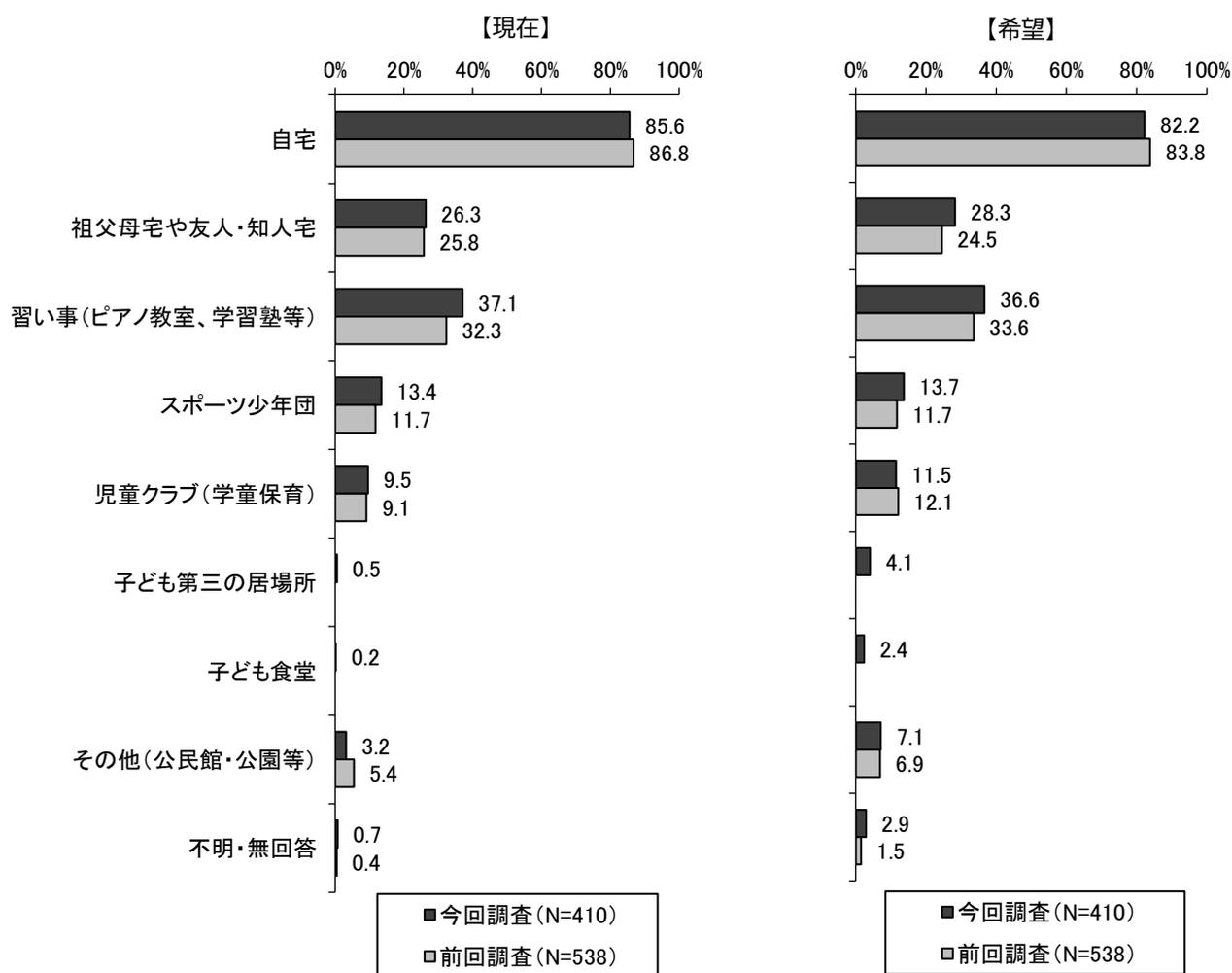
また、今後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)

(小学生児童:問 18・問 19)

平日の放課後の時間を過ごす場所についてみると、現在では「自宅」が85.6%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、学習塾等)」が37.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26.3%となっています。

希望では「自宅」が82.2%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、学習塾等)」が36.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が28.3%となっています。

現在・希望ともに、前回調査との比較において、大きな違いはありません。



※「子ども第三の居場所」

「子ども食堂」は今回調査のみの選択肢です。

15. 母親の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお答えください。(単数回答)

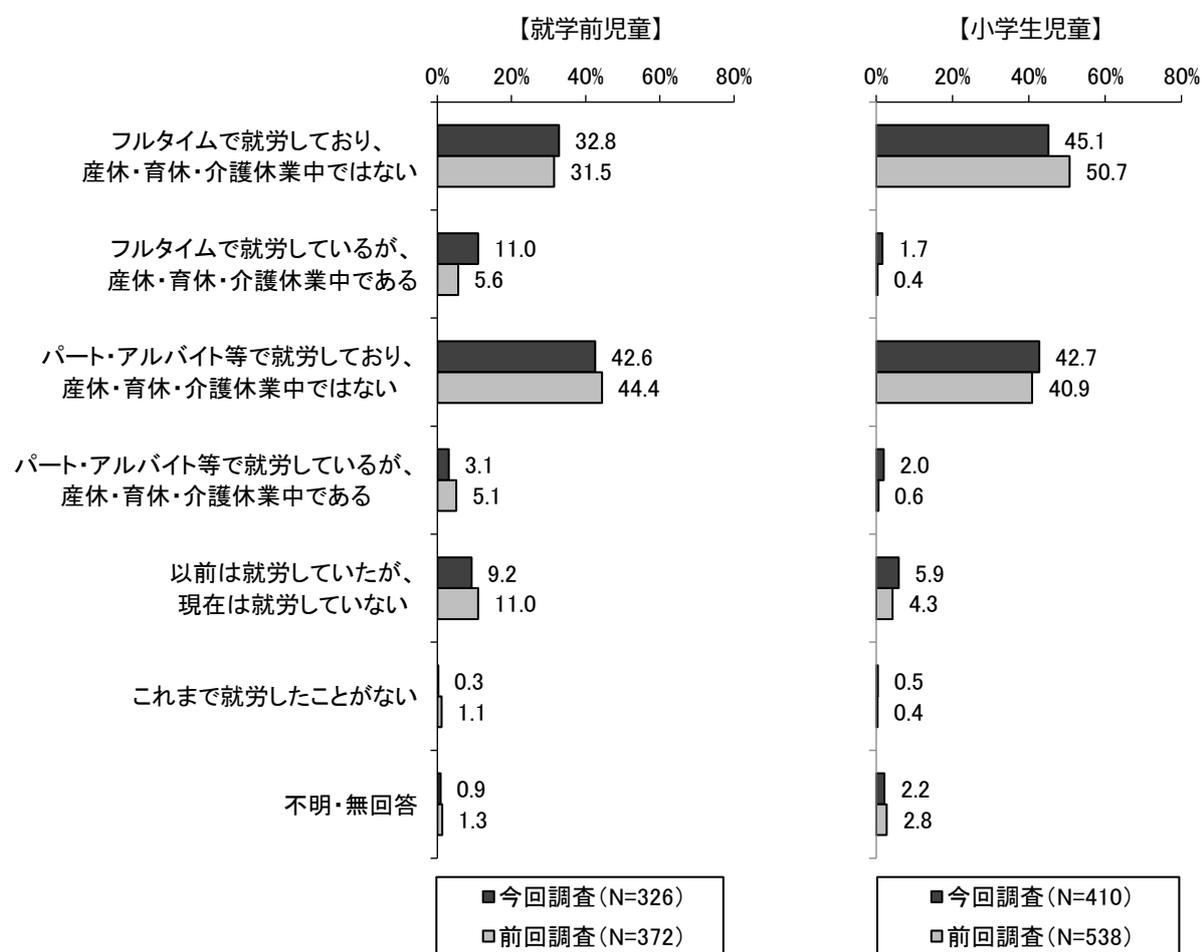
(就学前児童:問 13、小学生児童:問 13)

母親の現在の就労状況についてみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.8%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が11.0%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が5.4ポイント増加しています。

小学生児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が5.9%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が5.6ポイント減少しています。



16. 母親のフルタイムへの転換希望。(単数回答)

(就学前児童:問 13-2、小学生児童:問 13-2)

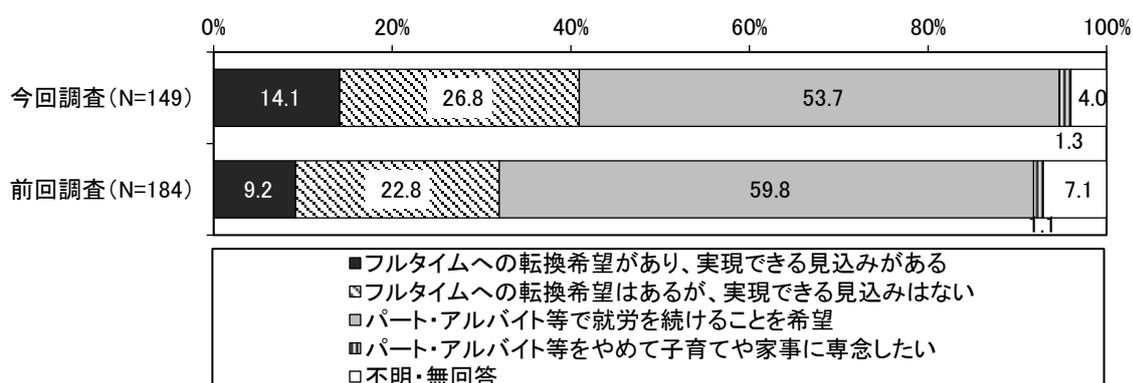
母親のフルタイムへの転換希望についてみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が53.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が26.8%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が14.1%となっています。

前回調査と比較すると、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が6.1ポイント減少しています。

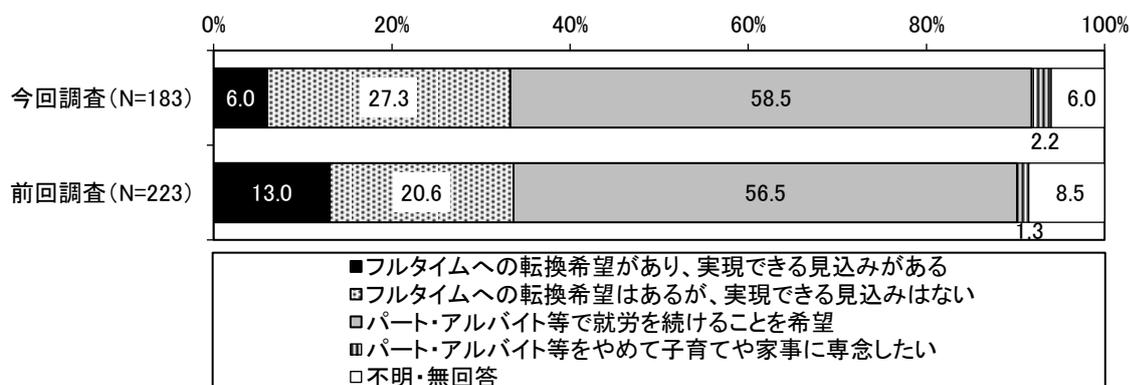
小学生児童では「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が58.5%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が27.3%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が6.0%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.0ポイント減少し、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が6.7ポイント増加しています。

【就学前児童】



【小学生児童】



17. お子さんが生まれた時、母親は育児休業を取得しましたか。(単数回答)

(就学前児童:問 30-(1)、小学生児童:問 21-(1))

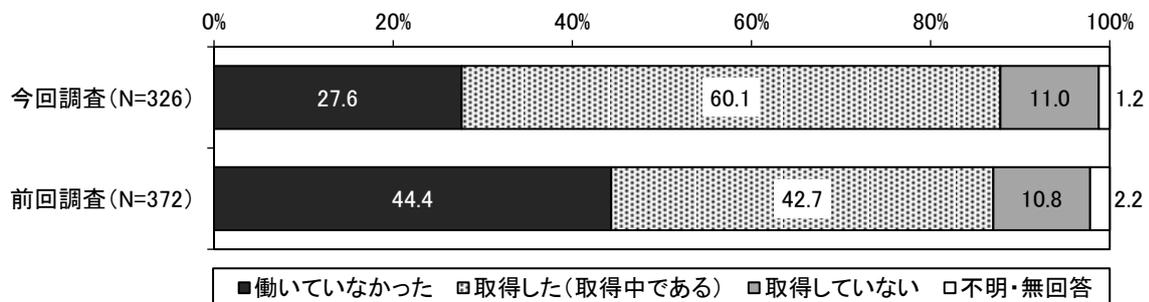
母親の育児休業取得状況についてみると、就学前児童では「取得した(取得中である)」が60.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」が27.6%、「取得していない」が11.0%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が17.4ポイント増加し、「働いていなかった」が16.8ポイント減少しています。

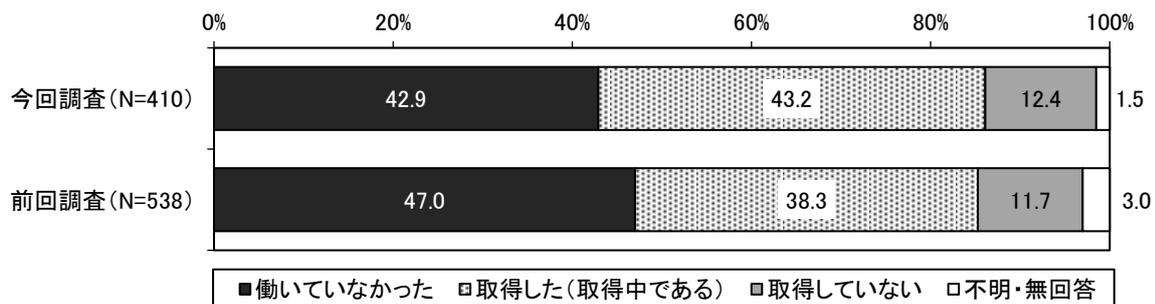
小学生児童では「取得した(取得中である)」が43.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が42.9%、「取得していない」が12.4%となっています。

前回調査との比較において、大きな違いはありません。

【就学前児童】



【小学生児童】



18. 母親が育児休業を取得していない理由。(複数回答)

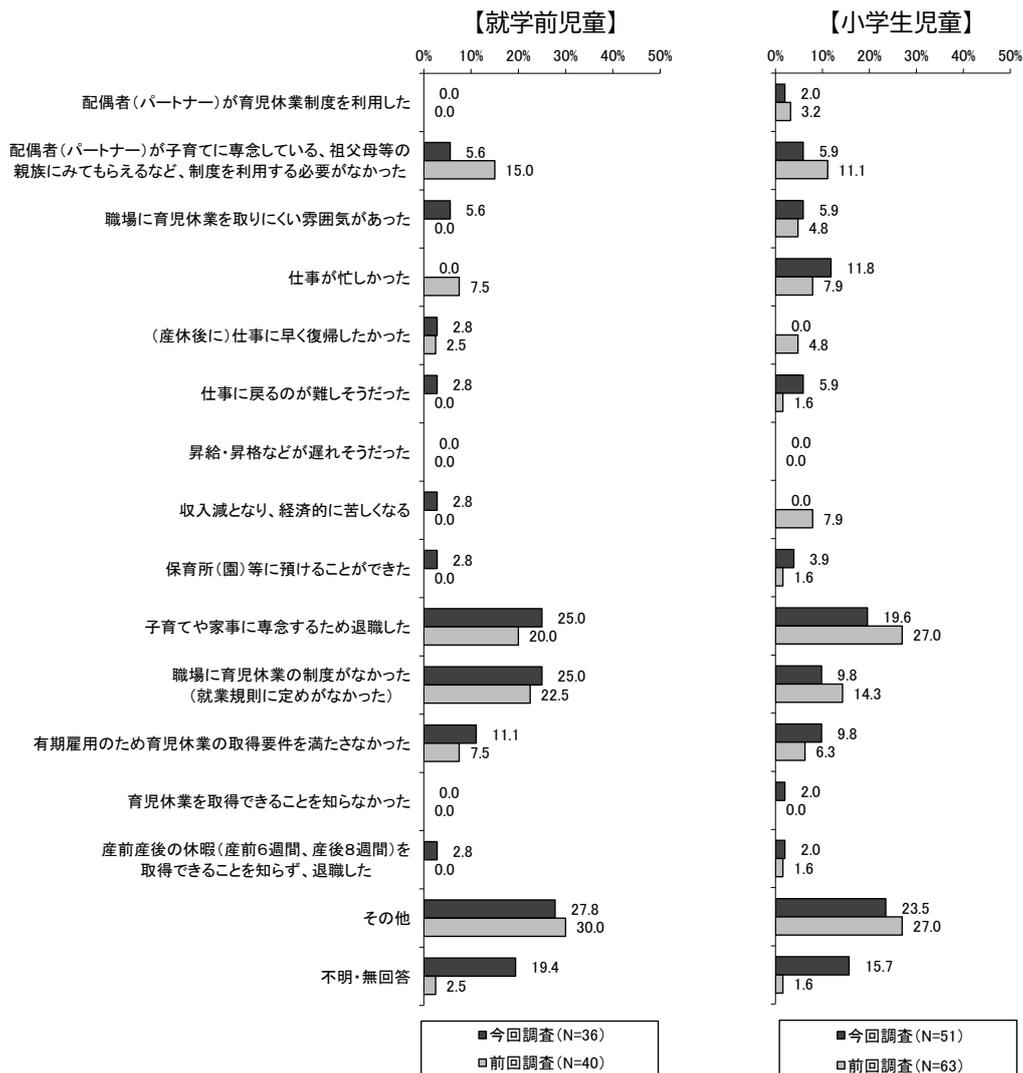
(就学前児童:問 30-(1)、小学生児童:問 21-(1))

母親が育児休業を取得していない理由(「その他」除く)についてみると、就学前児童では「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」がともに25.0%と最も高く、次いで「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が11.1%となっています。

前回調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が5.6ポイント、「子育てや家事に専念するため退職した」が5.0ポイント増加し、「配偶者(パートナー)が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が9.4ポイント、「仕事が忙しかった」が7.5ポイント減少しています。

小学生児童では「子育てや家事に専念するため退職した」が19.6%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が11.8%、「職場に育児休業の制度がなかった」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」がともに9.8%となっています。

前回調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が7.9ポイント、「子育てや家事に専念するため退職した」が7.4ポイント、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が5.2ポイント減少しています。

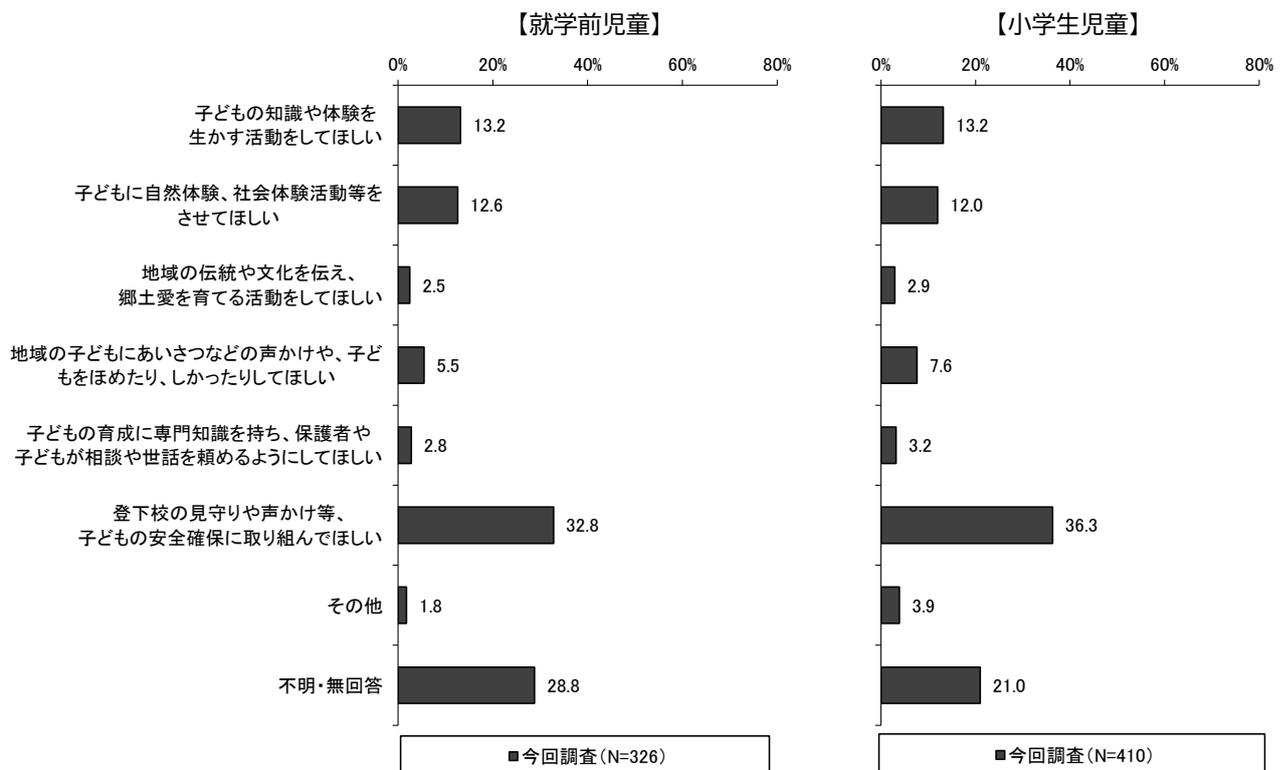


19. 子どもを健やかに育てるために、地域の方に協力してほしいことはなんですか。(単数回答)

(就学前児童:問 32、小学生児童:問 23)

子どもを健やかに育てるために、地域の方に協力してほしいことについてみると、就学前児童では「登下校の見守りや声かけ等、子どもの安全確保に取り組んでほしい」が32.8%と最も高く、次いで「子どもの知識や体験を生かす活動をしてほしい」が13.2%、「子どもに自然体験、社会体験活動等をさせてほしい」が12.6%となっています。

小学生児童では「登下校の見守りや声かけ等、子どもの安全確保に取り組んでほしい」が36.3%と最も高く、次いで「子どもの知識や体験を生かす活動をしてほしい」が13.2%、「子どもに自然体験、社会体験活動等をさせてほしい」が12.0%となっています。



20. 家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることはありますか。(複数回答)

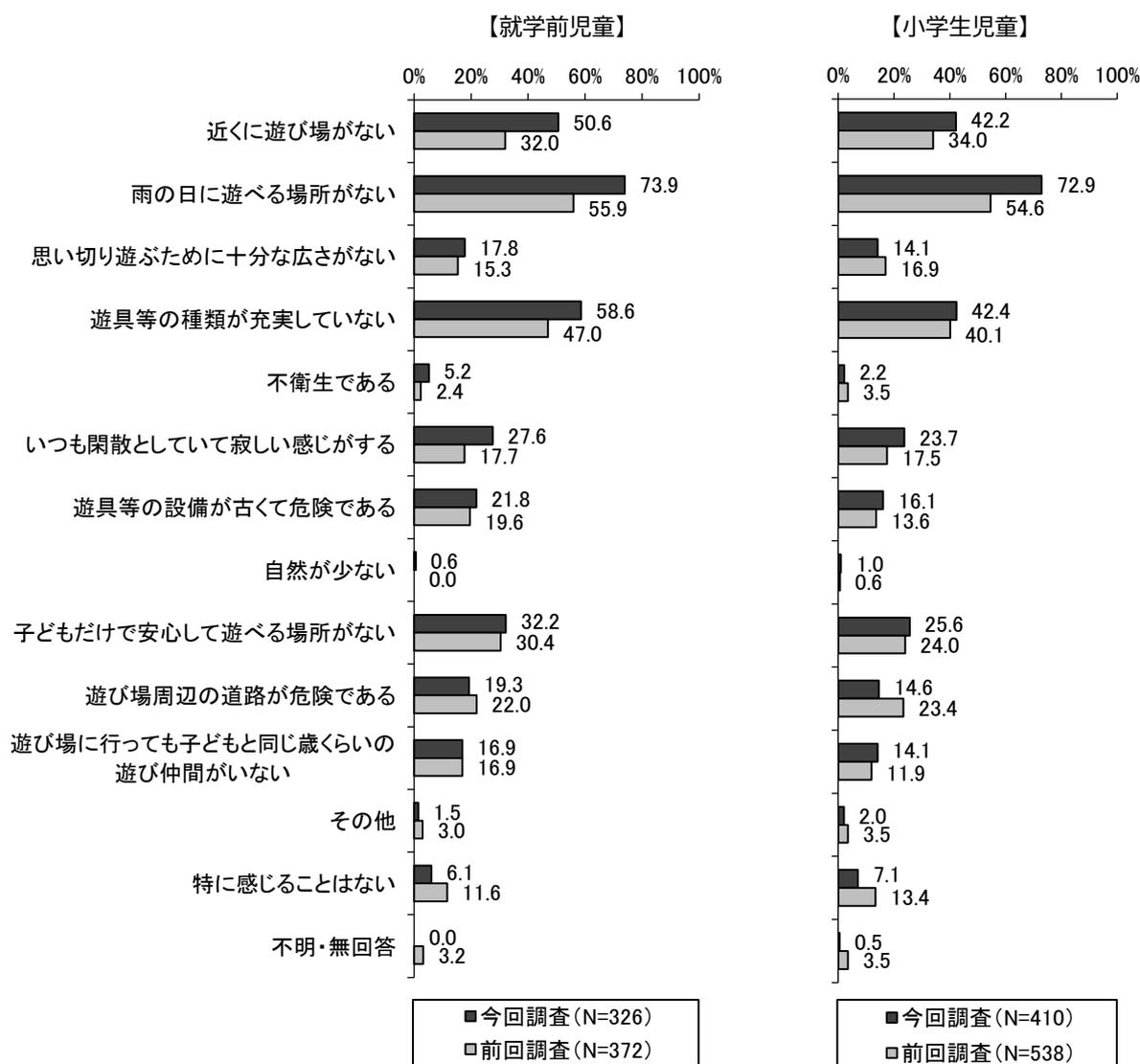
(就学前児童:問 33、小学生児童:問 24)

家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることについてみると、就学前児童では「雨の日に遊べる場所がない」が73.9%と最も高く、次いで「遊具等の種類が充実していない」が58.6%、「近くに遊び場がない」が50.6%となっています。

前回調査と比較すると、「近くに遊び場がない」が18.6ポイント、「雨の日に遊べる場所がない」が18.0ポイント、「遊具等の種類が充実していない」が11.6ポイント増加しています。

小学生児童では、「雨の日に遊べる場所がない」が72.9%と最も高く、次いで「遊具等の種類が充実していない」が42.4%、「近くに遊び場がない」が42.2%となっています。

前回調査と比較すると、「雨の日に遊べる場所がない」が18.3ポイント、「近くに遊び場がない」が8.2ポイント、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」が6.2ポイント増加し、「遊び場周辺の道路が危険である」が8.8ポイント減少しています。



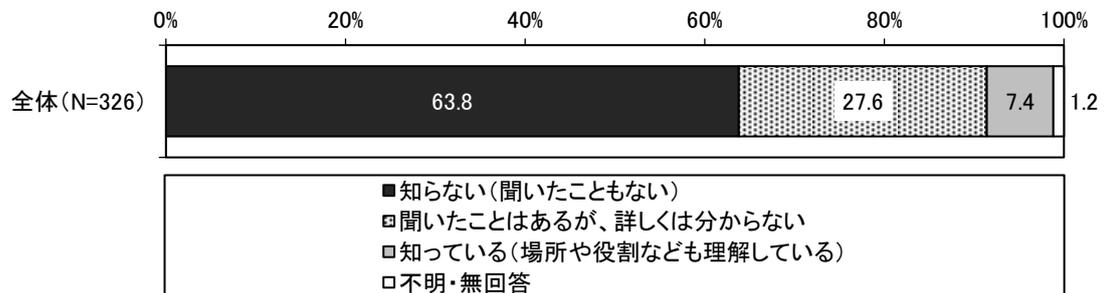
21. 若狭町子ども・若者サポートセンターについて知っていますか。(単数回答)

(就学前児童:問 36、小学生児童:問 27)

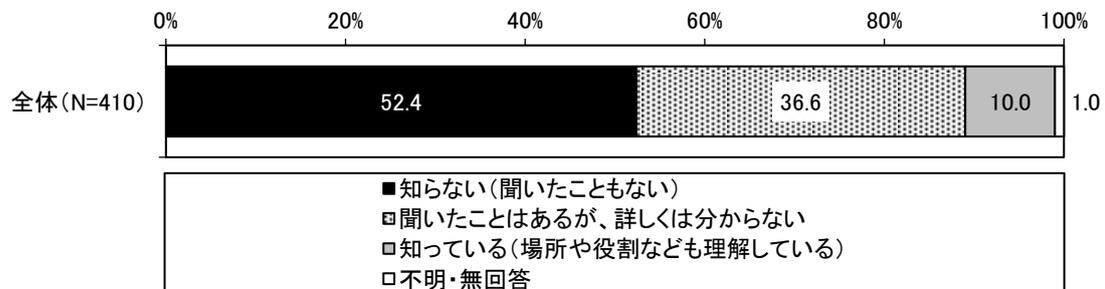
若狭町子ども・若者サポートセンターについて知っているかについてみると、就学前児童では「知らない(聞いたこともない)」が63.8%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは分からない」が27.6%、「知っている(場所や役割なども理解している)」が7.4%となっています。

小学生児童では「知らない(聞いたこともない)」が52.4%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは分からない」が36.6%、「知っている(場所や役割なども理解している)」が10.0%となっています。

【就学前児童】



【小学生児童】



22. お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてどのように感じていますか。

(単数回答)

(就学前児童:問 39、小学生児童:問 30)

お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童では「どちらでもない」が38.0%と最も高く、次いで「やや満足」が30.7%、「やや不満」が18.7%となっています。

『満足計』(「満足」と「やや満足」の割合の合計)は35.6%、『不満計』(「不満」と「やや不満」の割合の合計)は25.1%となっています。

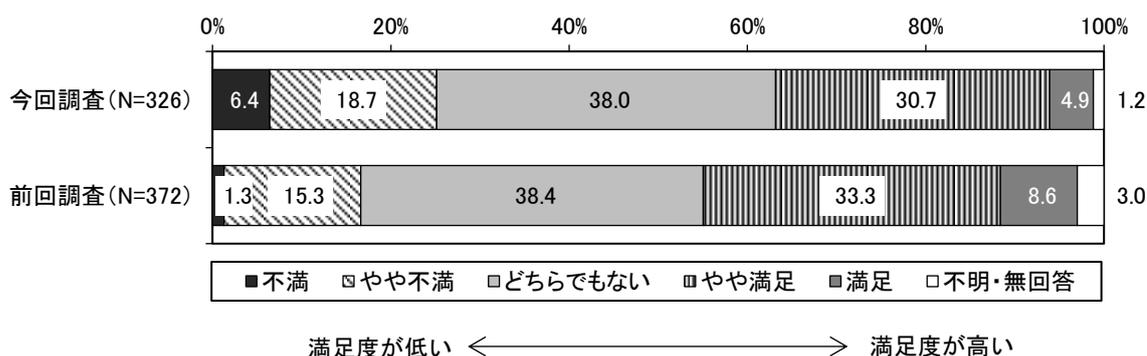
前回調査と比較すると、『満足計』は6.3ポイント減少し、『不満計』が8.5ポイント増加しています。

小学生児童では「どちらでもない」が39.3%と最も高く、次いで「やや満足」が25.9%、「やや不満」が17.8%となっています。

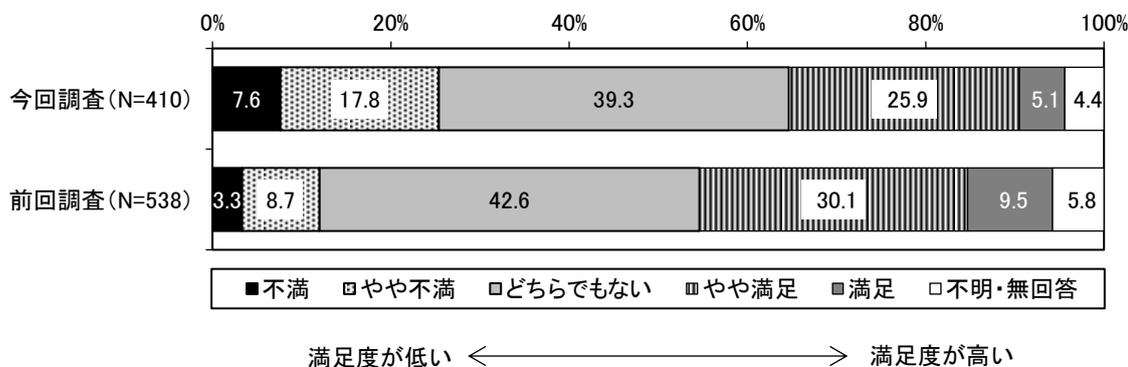
『満足計』は31.0%、『不満計』は25.4%となっています。

前回調査と比較すると、『満足計』は8.6ポイント減少し、『不満計』が13.4ポイント増加しています。

【就学前児童】



【小学生児童】



23. 若狭町の子育て支援でもっと力を入れてほしいものは何ですか。(複数回答(2つに〇))

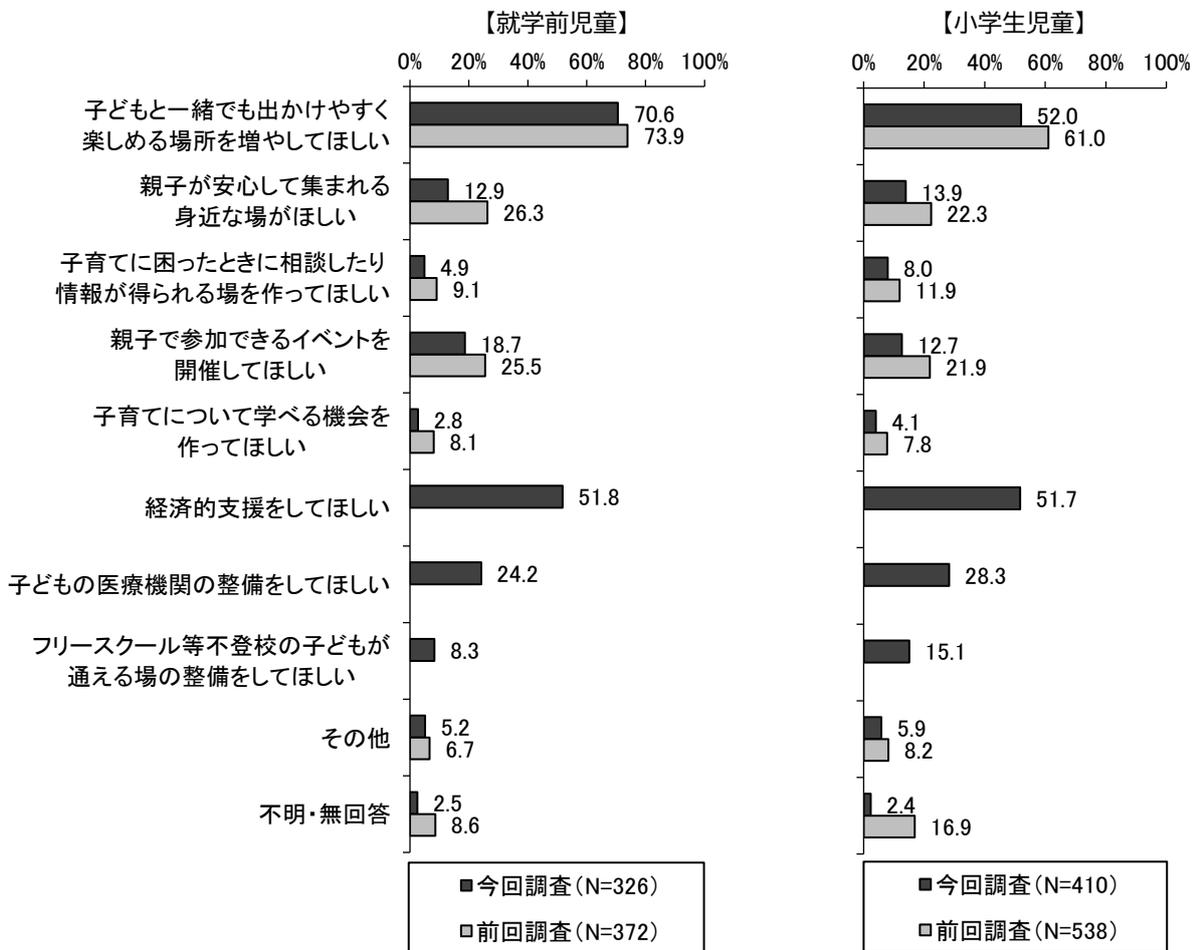
(就学前児童:問 40、小学生児童:問 31)

若狭町の子育て支援でもっと力を入れてほしいものについてみると、就学前児童では「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が70.6%と最も高く、次いで「経済的支援をしてほしい」が51.8%、「子どもの医療機関の整備をしてほしい」が24.2%となっています。

前回調査と比較すると、「親子が安心して集まれる身近な場がほしい」が13.4ポイント、「親子で参加できるイベントを開催してほしい」が6.8ポイント減少しています。

小学生児童では「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が52.0%と最も高く、次いで「経済的支援をしてほしい」が51.7%、「子どもの医療機関の整備をしてほしい」が28.3%となっています。

前回調査と比較すると、「親子で参加できるイベントを開催してほしい」が9.2ポイント、「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が9.0ポイント、「親子が安心して集まれる身近な場がほしい」が8.4ポイント減少しています。



※「経済的支援をしてほしい」

「子どもの医療機関の整備をしてほしい」

「フリースクール等不登校の子どもが通える場の整備をしてほしい」は今回調査のみの選択肢です。

3. こども・若者の意見聴取

(1) アンケート調査の概要

■意見聴取の目的

こども基本法では、こども施策の基本理念として、「全てのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指しており、こども・若者の意見表明と社会参画の機会を確保し、その意見を尊重すること等が定められています。

そのため、こども計画の策定にあたり、若い世代の皆さんからも意見聴取を実施しました。

■意見聴取の概要

項目	内容
調査対象者	令和6年9月1日現在、県外の大学に通っている方
調査期間	令和6年9月16日(月)～令和6年10月11日(金)
調査方法	フォームによるオンライン調査
回答数	195 件

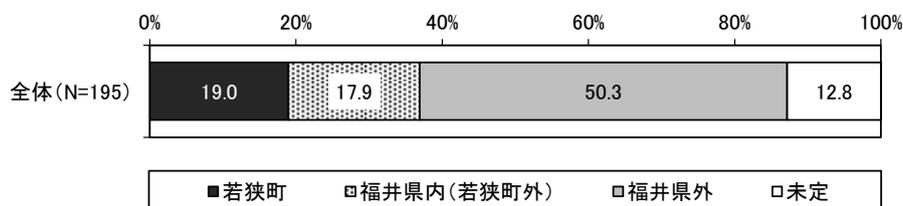
■調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2)調査結果

1. 卒業後の居住希望地。(単数回答)

卒業後の居住希望地についてみると、「福井県外」が50.3%と最も高く、次いで「若狭町」が19.0%、「福井県内(若狭町外)」が17.9%となっています。



若狭町を希望する理由

若狭町が好きで恩返ししたいから／若狭町で働きたいから／地元だから

福井県内(若狭町外)を希望する理由

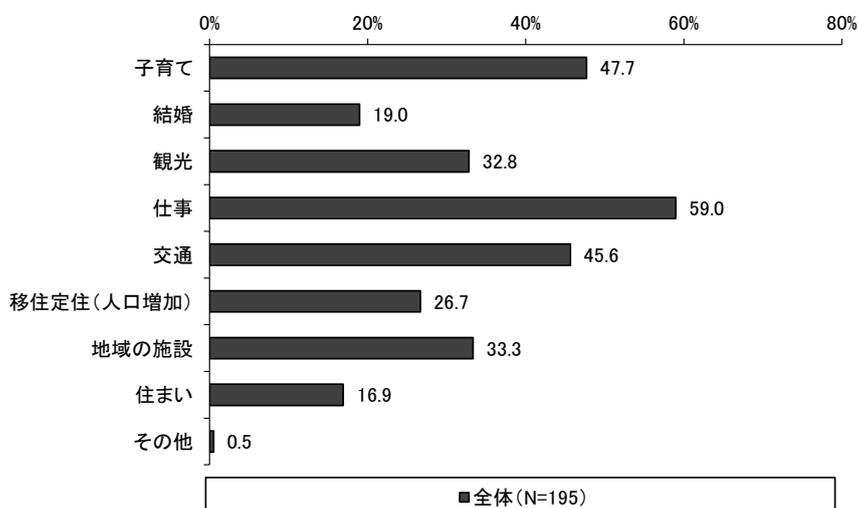
公共交通機関は充実していないが、福井県が住みやすいから／実家の近くに住んで働きたいから
 在学中の現在、様々な都道府県を訪れたが福井の良さを超えるところに出会っていないから
 大学で学んだことを福井県で活かしたいと思っているから

福井県外を希望する理由

就職先が県外のため／大学の繋がりがあがるから／福井よりも県外の方が雇用先が豊富であると考えたから
 県外で就職活動をしてみたいという気持ちがあるから
 福井県以外の場所で生活する方が人生の視野が広がるから／都会で就職して生活したいから

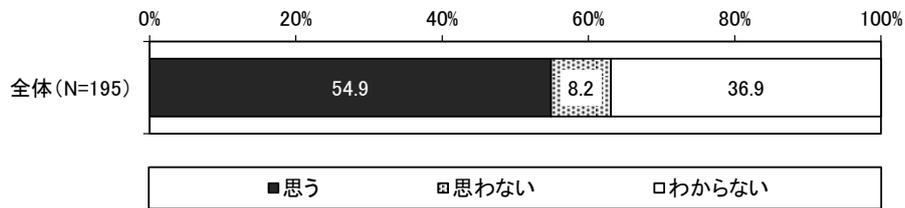
2. 今後若狭町が力を入れてほしいこと。(複数回答)

今後若狭町が力を入れてほしいことについてみると、「仕事」が59.0%と最も高く、次いで「子育て」が47.7%、「交通」が45.6%となっています。



3. 将来若狭町に帰ってきたいと思いませんか。(単数回答)

将来若狭町に帰ってきたいと思うかについてみると、「思う」が54.9%と最も高く、次いで「わからない」が36.9%、「思わない」が8.2%となっています。



帰ってきたいと思う理由

生まれ育った若狭町が好きだから／自然が豊かで、人付き合いが良いから
 ゆったりと時間の過ごせる場所がここにはあるから／空気、食べ物、水が美味しいから
 地元へ恩返し、地域を活性化させたいから

帰ろうと思わない理由

田舎で交通の便が悪いから／働きたい仕事がないから／今の生活圏が便利で、ある程度栄えたところで生活したいから

わからない理由

まだ先のことまで考えていないから／自分のやりたい仕事があるか分からないから
 気持ちが変わったら帰りたくなるかもしれないから／数年は県外で生活したいから

4. 若狭町に欲しい制度や、こうなって欲しいという希望。(自由回答)

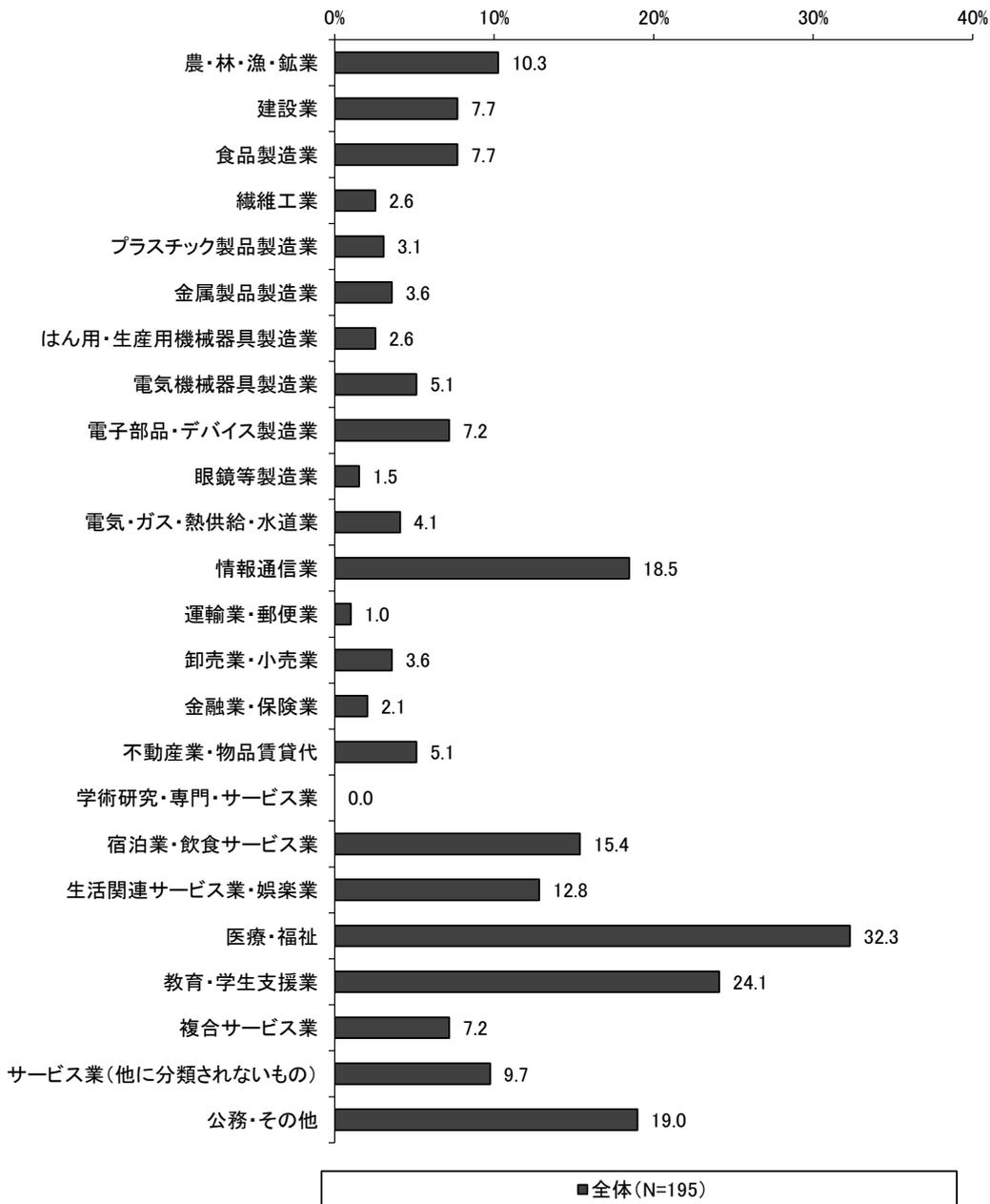
若狭町に欲しい制度や、こうなって欲しい希望についてみると、「仕事関連」「商業施設関連」「支援制度関連」「交通関連」等に対する意見がみられました。

若狭町に欲しい制度や、こうなって欲しいという希望

- ・若い人が働きやすく、福利厚生が充実した会社
- ・自然豊かなところを残しながら、若い世代も楽しめる商業施設が増えて欲しい
 地元へ帰ってきた時にみんなが集まれるような場所や機会
- ・子育てや教育支援制度の充実／奨学金の免除
 食費支援として数ヶ月に1度、若狭町で作られた米や野菜、特産品を送って欲しい
- ・空き家を十分に改修・補強した家を帰ってきた人へ提供して生活できるようにする
- ・小浜線等公共交通機関の発展や関西圏とのアクセス向上

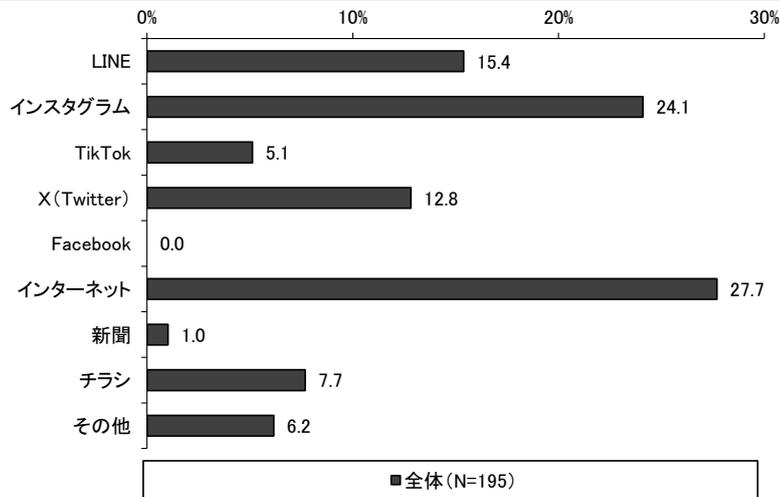
5. どのような職種があれば、若狭町に帰ってきたいと思いますか。(複数回答)

どのような職種があれば、若狭町に帰ってきたいと思うかについてみると、「医療・福祉」が32.3%と最も高く、次いで「教育・学生支援業」が24.1%、「公務・その他」が19.0%となっています。



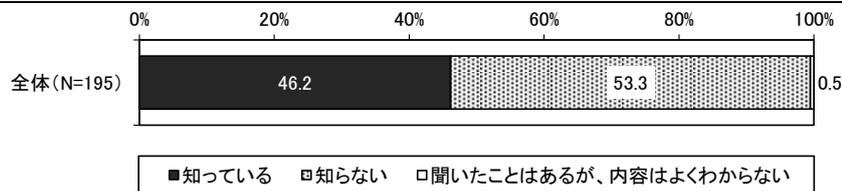
6. 情報の取得方法。(単数回答)

情報の取得方法についてみると、「インターネット」が27.7%と最も高く、次いで「Instagram」が24.1%、「LINE」が15.4%となっています。



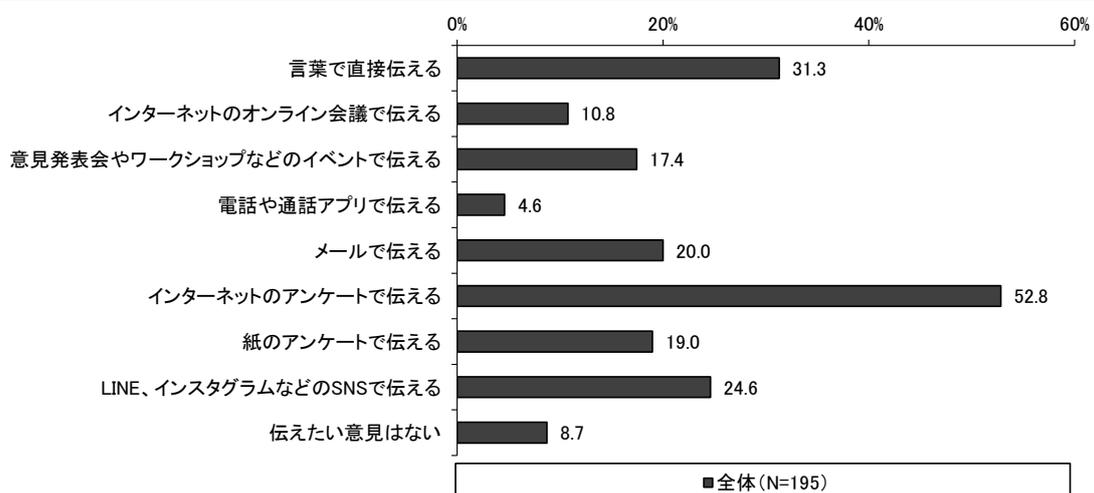
7. 全ての若者に「意見を表明する権利」があるということを知っていますか。(単数回答)

全ての若者に「意見を表明する権利」があるということを知っているかについてみると、「知らない」が53.3%と最も高く、次いで「知っている」が46.2%、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が0.5%となっています。



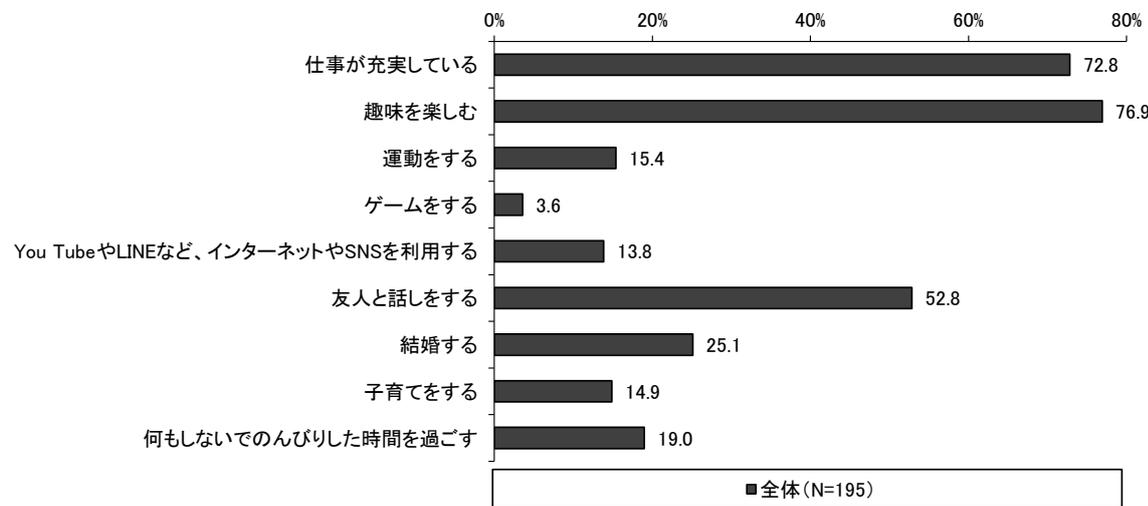
8. 大人に対して、どのような方法だと自分の意見を伝えやすいですか。(複数回答)

大人に対して、自分の意見を伝えやすい方法についてみると、「インターネットのアンケートで伝える」が52.8%と最も高く、次いで「言葉で直接伝える」が31.3%、「LINE、InstagramなどのSNSで伝える」が24.6%となっています。



9. 幸せに暮らすために大切なことはなんですか。(複数回答)

幸せに暮らすために大切なことについてみると、「趣味を楽しむ」が76.9%と最も高く、次いで「仕事が充実している」が72.8%、「友人と話しをする」が52.8%となっています。



10. 若狭町について。(自由回答)

若狭町についての自由意見をみると、「交通関連」「仕事関連」「施策関連」に関してはネガティブな意見がみられ、「自然環境関連」「意見聴取関連」に関しては、ポジティブな意見がみられました。

若狭町について
<p>・小浜線も本数が少なく、移動手段としては選びにくい、無くなるのも淋しい 路線バスもなく車の免許必須で環境問題にそぐわない 免許返納の話を祖父母にするが、代わりの移動手段の確保が経済的に難しい等話を聞く 支え合いというが、親も仕事があるため難しいのは承知している 高齢化社会で若狭町に戻ってやっていけるのかと思う 交通面に関してすごく不便だと改めて感じる 利用者が少ないのも事実ですが、移動手段がない人達からすると、本当にどこにも行けないと思う 終電が早すぎて友達と乗り遅れないように大変だったが、これも、地元に戻ってきた感がして少し楽しかった</p> <p>・若狭町が大好きですが、卒業後に住む場所は仕事をもとに決めたため、大学生が魅力的に思えるような仕事があるかどうか が大事なのでは思う 若狭町を若者が多くなるようにしてほしい</p> <p>・若狭町はお金の使い道が少し偏っているように思う。もっとこどものために使うべきだと思う</p> <p>・都会に出てきて思ったことは、地元の若狭町は落ち着くし、夜は静かで星が綺麗ですごく好き 自然豊かで優しい人の多い若狭町が大好きです 若狭町は地元ということもあり、非常に落ち着く</p> <p>・これまで町政に関わる事がなかったので、今回のアンケートでより身近に政治を体感することができた このような形で意見を募る取組はとても良いと思う</p>

4. 第2期計画の取組状況

(1) 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の進捗状況

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

■教育・保育事業

教育施設:3歳から就学前のこどもを対象とした、学校教育法に基づく教育施設。幼稚園や認定こども園(教育部分)等が該当

保育施設:保護者が仕事、病気、障がい、出産等の理由で、家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする施設。保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業等が該当

① 1号認定(3～5歳 保育の必要性なし)

1号認定について、近隣自治体の幼稚園等での受け入れを想定し、量の見込みを計上しましたが、利用実績はほとんどありませんでした。

		(人)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		20	20	20	20	19
確保の内容	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
実績値	特定教育・保育施設	0	0	0	1	1

② 2号認定(3～5歳 保育の必要性あり)

2号認定について、実績値が見込み量を上回りましたが、ほぼ見込みどおり推移しています。

		(人)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		310	301	304	305	298
確保の内容	特定教育・保育施設	309	300	303	304	297
	企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1
実績値		313	302	306	304	288
実績値	特定教育・保育施設	313	302	306	304	288
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0

③ 3号認定(0歳 保育の必要性あり)

3号認定(0歳 保育の必要性あり)について、低年齢での保育の需要が高まり、実績値が見込み量を上回りましたが、人員等を確保し保育施設での受け入れ対応を行いました。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		19	19	18	18	18
確保の内容	特定教育・保育施設	18	18	17	17	17
	企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1
		36	29	28	30	31
実績値	特定教育・保育施設	35	28	28	30	31
	企業主導型保育施設の地域枠	1	1	0	0	0

④ 3号認定(1・2歳 保育の必要性あり)

3号認定(1・2歳 保育の必要性あり)について、実績値は3号認定(0歳 保育の必要性あり)と同様、令和4年度まで減少し、令和5年度以降増加に転じています。出生数は減少していますが、低年齢での預かり需要は増加しています。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		163	159	150	146	141
確保の内容	特定教育・保育施設	159	155	146	142	137
	企業主導型保育施設の地域枠	4	4	4	4	4
		148	135	118	121	131
実績値	特定教育・保育施設	148	134	116	120	131
	企業主導型保育施設の地域枠	0	1	2	1	0

■地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業

通常の保育時間前・終了後の最小1時間延長して保育を行う事業

延長保育事業についてはニーズに応じ、事業の実施を検討しましたが、18時半までの通常保育の中でニーズを賄えているため、延長保育(保育時間前・終了後の最小1時間を延長)の実施には至りませんでした。

(実人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	7	7
確保の内容	8	8	8	7	7
実績値	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業(学童保育)

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業

放課後児童健全育成事業(学童保育)について、実績値が見込み量を上回りましたが、2か所の児童クラブでの受け入れ対応を行いました。

(実人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	80	77	73	71	67
1年生	25	27	25	24	24
2年生	26	20	22	21	19
3年生	18	19	15	16	15
4年生	6	6	6	5	5
5年生	3	3	3	3	2
6年生	2	2	2	2	2
確保の内容	80	77	73	71	67
実績値	77	74	79	84	88
1年生	24	20	26	30	32
2年生	24	24	20	22	25
3年生	16	17	17	16	19
4年生	8	5	9	10	7
5年生	4	5	2	5	4
6年生	1	3	5	1	1

③ 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える事業

地域子育て支援拠点事業について、実績値は増減を繰り返しています。令和2年度から令和5年度までは量の見込みを下回っていますが、令和6年度は上回っています。

(延人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16,124	15,798	14,929	14,549	14,169
確保の内容	16,124	15,798	14,929	14,549	14,169
実績値	12,499	13,908	12,870	14,206	14,300

④ 一時預かり事業(幼稚園型)

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭でこどもの保育が困難な場合に、一時的にこどもを預かる事業

一時預かり事業(幼稚園型)について、町外の幼稚園の利用は見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

(延人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業(幼稚園型を除く(保育園等))

一時預かり事業(幼稚園型を除く(保育園等))について、令和2年度・3年度は新型コロナウイルス蔓延の影響で実績値が減りましたが、令和4年度以降はコロナ禍以前に戻っています。実績値が見込み量を上回りましたが、既存の事業所に加え、令和5年度には新たに2事業所委託先が増え、供給量は充足しています。

(延人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	617	602	588	582	568
確保の内容	617	602	588	582	568
実績値	130	268	624	787	650

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業

子育て短期支援事業について、町外の児童養護施設の利用は見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

(延人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0	0

⑦ 病後・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行う事業。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

病児・病後児保育事業について、実績値は令和2年度から令和3年度にかけて減少し、令和3年度以降は横ばいとなっています。量の見込みと比較すると下回って推移しています。

(延人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	39	38	37	37	36
確保の内容	39	38	37	37	36
実績値	31	11	11	10	10

⑧ すみずみ子育てサポート(就学児のみ)

買い物や通院、冠婚葬祭等の間、こどもをみてほしい場合の一時預かり等を行う事業

すみずみ子育てサポート(就学児のみ)について、実績値はありません。

(延人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12	11	11	10	10
確保の内容	12	11	11	10	10
実績値	0	0	0	0	0

⑨ 妊婦健診事業

妊婦の健康増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業

妊婦健診事業について、実績値は概ね減少傾向となっています。量の見込みと比較すると令和3年度以降は下回って推移しています。

(実人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	142	137	134	131	126
確保の内容	142	137	134	131	126
実績値	143	121	111	102	102

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげる事業

乳児家庭全戸訪問事業については、妊婦健診事業同様、実績値は概ね減少傾向となっており、令和3年度以降は量の見込みを下回って推移しています。

(実人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	91	89	86	84	82
確保の内容	91	89	86	84	82
実績値	92	78	70	68	68

⑪ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業

養育支援訪問事業について、実績値が見込み量を上回りましたが、担当職員を中心に対応を行いました。

(実人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11	11	11	11	10
確保の内容	11	11	11	11	10
実績値	18	29	28	32	32

⑫ 利用者支援事業

児童またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

利用者支援事業について、令和5年度までは子育て世代包括支援センター、令和6年度からはこども家庭センターにて実施しました。

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	1

■相談件数

(実人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援	18	29	28	32	32
特定妊婦	6	5	0	3	6
気がかり親子	8	10	8	6	6
要保護児童・要支援児童	18	23	15	14	12
合計	50	67	51	55	56

(2)第2期計画期間中の主な取組

◎…計画以上に進んでいる ○…計画通りに進んでいる ▲…計画より遅れている

目標1 子どもの健やかな育ちを応援します

施策…妊娠期からの切れ目ない支援の充実

訪問相談の充実

- 生後1か月前後での助産師訪問、生後2か月前後での保健師訪問を実施し、新生児・乳児の発育発達状態や母親の体調や育児環境を確認しています。

乳幼児健診・育児教室等の充実

- 1か月・4か月・7か月・10か月・12か月、1歳6か月、2歳、3歳において乳幼児健診・育児教室を開催し、養育者の不安や負担に応じた支援を行いました。必要に応じ保育所等と連携をとりながら、町の発達支援事業、児童発達支援事業、医療機関の発達相談等への紹介等を行っています。

切れ目ない支援体制の整備

- ◎ 妊娠期から子育て期まで各事業や関係機関との連携により、切れ目ない支援体制づくりを行っています。令和6年4月からは子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一本化し、こども家庭センターを設置しています。

施策…就学前教育・保育環境の充実

保育所から小学校への円滑なつながりの確保

- 要支援の児童・生徒に対し作成する支援計画を、就学時に確実に次の進学先へ引継ぎ、切れ目ない学習支援を実施しています。

特別な支援を必要とする子どもへの保育環境の整備

- 保育所等訪問支援事業を活用し、作業療法士等の支援員と保育士が連携した保育を行っています。
要支援児童検討会（母子ミーティング）を月1回開催し、保健・子育て・福祉関係者の情報共有・協議の場を設けています。

保育所の適正配置の検討

- ▲ 公立保育所再編の検討については、令和4年度に児童福祉審議会にて、保育所のあり方について報告書を取りまとめ、その報告内容に基づき、保護者会等と継続した意見交換を実施しています。

施策…学校における子どもの育ちへの支援の充実

学校・家庭・地域の連携の推進

- 校外学習を通して、地域の方々の協力の下、町内施設の見学を実施しました。SDGsの取組について学ぶ機会も設けています。

郷土教育の推進

- 郷土教育の推進について、児童生徒が自らの地域で様々な体験活動に取り組み、町内の歴史遺産や自然遺産に触れ合う機会を継続的に確保しています。

目標2 子育て世帯を応援します

施策…子育て支援サービスの充実

保護者のニーズに応じた保育サービスの提供

- 保護者の就労、傷病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の目的で一時預かり事業を実施しています。定期的に利用する方も一定数おられ、特に保育所入所前のお子さんのいる家庭の受け皿となっています。すみずみ子育てサポート事業は、令和5年度より、新たに2事業所が追加され、利用者の選択肢を増やすことができました。上中診療所内の病児保育室で病児保育を実施しています。

保育の質の向上

- 保育士の専門性の確保及び資質向上を図るために、年間計画を立て、研修を実施しています。

施策…経済的負担の軽減

妊婦健診、不妊治療等の助成

- 妊婦健診、不妊治療費の助成を実施しています。

保育料の無償化

- 国や県の施策に準じ、保育料等の無償化を実施しています。

子ども医療費の無償化

- ◎ 未熟児養育医療費の助成、子ども医療費の無償化(令和4年10月診療分より高校卒業年齢(18歳到達後の最初の3月31日)まで医療費の無料化を拡充)しています。

児童手当、出産・子育て応援ギフトの支給

- 中学修了までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。
- ◎ 安心して出産や子育てができるように、妊娠や出生の届出を行った妊婦や子育て世帯への経済的支援として、令和4年度より出産・子育て応援ギフトの支給を開始しています。

施策…ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談支援

- 令和5年度より新たに家庭相談員を配置しました。ひとり親家庭を含めた子育て家庭に対する相談支援・助言を実施しています。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減

- ◎ 18歳年度末までの児童を養育しているひとり親に児童扶養手当を支給しました。令和5年度より、ひとり親家庭等習い事支援事業を開始し、ひとり親等に対して、習い事に係る費用の補助を実施しています。

施策…仕事と生活の両立に向けた支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進

- 男女共同参画推進協議会による年1回の広報紙の発行や講演会・セミナーの開催、ハート&アートフェスタにおける展示広報、その他、広報わかさへの掲載や集落や企業に向けたアンケート調査の実施等により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を実施しています。
- ◎ 結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援し、経済的な不安を軽減することで、個人が希望する時期の結婚または出産の促進につなげる結婚新生活支援事業を実施しています。

目標3 地域の子育てを応援します

施策…子どもの健全育成の推進

次代の親の育成

- 小学校や中学校において、自分の生き立ちや保育体験を実施し、町内の保育所において幼児とのふれあいを実施しています。

子どもの主体的な活動支援

- ジュニア・リーダーの養成研修会を開始しレクリエーションについて学び、リーダーとしてのレベルアップを図る勉強会等、資質の向上と技術の取得の取組を進めています。

食育の推進

- 小中学校では、栄養教諭が中心となり「食に関する指導（授業）」により、食べ物の働きや重要性、成長期に必要な食事や栄養素を学ぶ食育を組織的に進めています。また学校給食では町内産や近隣地域産の野菜、米、魚、加工品をできるだけ多く取り入れた地産地消給食を実施しています。

放課後児童クラブの充実

- 年間を通して、町内2か所の放課後児童クラブで児童の受け入れを行っています。夏季休業期間中においては、支援員を増員配置することで受け入れ態勢を整備し、待機児童ゼロを実現しています。

放課後の子どもの居場所づくりの充実

- 各地区公民館が主体となって、8か所にて読み聞かせや工作、生け花や農業体験等様々なイベントや体験活動等を実施しています。

施策…地域の子育て支援の充実

子育てに関する情報提供の充実

- ◎ 子育て応援パンフレットの作成に加え、令和5年1月から子育て支援アプリ「にじいろ若狭っ子」を導入し、妊娠・出産・子育てに関する情報をスマートフォンアプリで提供することを開始しています。

子育て支援センターの充実

- 町内3か所の子育て支援センターにおいて、親子の遊びとふれあいの場を提供するとともに、子育てマイスターによる育児相談、助産師によるベビーマッサージや育児相談等を実施しています。

ミニすくすく（地域の広場）、いきいき広場（保育所開放）の推進

- 地域住民が中心となり、保護者同士の交流や遊び方教室、講座、育児相談等（ミニすくすく）を行っています。また、月2回程度各保育所を開放し、未就園児と保護者の交流や育児相談を行っています。
- ◎ 天候に関わらずに子どもたちが遊ぶことができる、屋内型の子どもの遊び場の整備を進めています。

施策…安心・安全な環境整備

子育て世帯に優しいまちづくりの推進

- ◎ 町内公共施設を子育て世帯に優しい施設とするため、令和5年度に町内公共施設のトイレ内に、計4か所のベビーキープを整備しています。

交通安全の推進

- 通学路の安全点検や、警察や交通指導員による交通安全教室を年1回実施しています。町内9保育所年長児を対象に、年1～2回の交通安全教室を開催しています。

子どもを災害・犯罪から守る活動の推進

- 各小学校区単位で教員やPTAが主となり、見守り運動や危険箇所の点検、安全マップの作成等を継続して実施しています。

目標4 気がかりな子どもを応援します

施策…発達が気がかりな子どもへの支援の充実

早期支援体制の充実（フォロー教室等の実施）

- 言葉と遊びの広場（午前の部：未就園児対象、午後の部：就園児対象）を実施し、親子で楽しい体験をしながら子の育ちや関わり方を確認しています。年中児を対象としたSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）も親子別室にて実施しています。保育所とも連携し、参加児童の発達を見守ることができています。

継続的な支援の充実

- 発達等支援が必要になった子どもに対して、「継続支援ファイル」を作成することにより、現在関わっている全ての大人が情報を共有し、切れ目ない支援を実施しています。

施策…障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもへの教育・保育の充実

- 放課後等デイサービスを必要とする児童に対し、サービスを提供しています。

障害のある子どもとその家庭への経済的支援

- 町のフォロー教室や、要支援児童検討会等で把握した児童に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の申請案内を行っています。また、障害者手帳を取得された児童に対して、日常生活用具給付や紙おむつの支給等を行っています。

障害福祉サービス及び相談支援体制の充実

- ▲ 放課後等デイサービスについては地域で廃止となった事業所があり、不足している状況です。令和5年度より、医療的ケア児コーディネーターを1名配置しています（委託）。

施策…児童虐待防止活動の充実

児童虐待に関する啓発活動の推進

- 毎年11月の児童虐待防止月間に合わせて、広報紙への掲載、小中学校等関係機関に啓発ポスターを掲載しています。また、ヤングケアラーについても、新たに町ホームページに掲載しています。

児童虐待の未然防止に向けた取組の推進

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、各種乳幼児健診等で乳幼児家庭の状況を把握しています。月に1回の母子ミーティングでは、母子保健部門と児童福祉部門の職員が集まり、リスクがある家庭の情報共有や支援方法の検討を行い、児童虐待の予防と早期発見に努めています。

早期支援のための関係機関の連携強化

- 若狭町要保護児童対策地域協議会について、年に1回の代表者会議、概ね2～3回の実務者会議、必要に応じてケース会議を開催しています。児童相談所職員とともに全ケースの状況把握を実施し、ケースの進捗状況を確認しています。

包括的・継続的な支援の推進

- 令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターと協働し妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を途切れなく実施しています。令和6年4月からは子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一本化し、こども家庭センターを設置しています。

5. 本町の課題と今後の方向性

第2期計画の基本目標と取組状況、そして、こども大綱等における国の方向性(考え方)をもとに、以下に示す4つの視点から町の課題及び方向性を整理します。

視点1	こども・若者の視点
-----	-----------

国の方向性(こども大綱の考え方)

- ・こども大綱では、「子育て」とは、こどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、こども・若者を第一に考えて、社会全体で子育て当事者を支えていくことが重要事項として示されています。

課題

- ・ニーズ調査では、子育てに関して、悩んでいること、または気になることについて第1位の項目は就学前児童調査・小学生児童調査ともに「子どもとの接し方、しつけに関すること」で同じ項目となっていますが、第2位の項目は就学前児童調査では「食事や栄養に関すること」、小学生児童調査では、「子どもの友達関係に関すること」と悩み事もライフステージによって変化が見受けられます。
- また、子育てに関して、悩んでいること、または気になることについては、就学前児童では5歳児、小学生児童では低学年と就学前後の年代において数値が高くなっています。
- ・出生数の減少に伴い、保育所の数に比べて、入所児童数は減少しています。また、ニーズ調査では、保育所民営化や幼稚園をつくり選択肢を広げることについての意見がありました。
- ・小中学校ともに児童数は減少していますが、不登校児は一定数確認でき、中学校においては増加傾向となっています。
- ・ニーズ調査では、全国的にみても不登校が増加しているため、学校へ行くという選択肢だけでなく、自分の興味があることにチャレンジできる、少人数で学習できる等、多様な場が提供できると良い、という意見がありました。

今後の方向性

- ・出生数の減少に伴い、保育所の数に比べて、入所児童数は減少しています。今後も、「若狭里っ子保育」に取り組みながら、引き続き保育所の再編について、保護者会等と継続した意見交換等を実施し検討を進めていく必要があります。
- ・保小連絡会等で発達が気になりなこどもの引継ぎ等を実施し、保育所と小学校の連携を密にした取組の充実が必要です。
- ・いじめや不登校等の未然防止、初期対応、自立支援に向けて、学校、家庭や関係機関が連携し、全ての児童生徒に学びの場が提供できるよう教育・相談体制の充実を図る必要があります。

国の方向性（こども大綱の考え方）

- ・こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。

課題

- ・ニーズ調査では、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無について、9割台後半と高く、また、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無についても「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が5割台と高くなっていることから、子育てをサポートする環境が一定のレベルで構築されていることが見受けられます。
一方、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無について、就学前児童調査で3.4%、小学生児童調査で4.1%と少ないものの、相談相手がない保護者が一定数存在しています。
そのような状況の中、子育てに関する相談できる先については、就学前児童調査・小学生児童調査ともに、「配偶者（パートナー）」「実家の父母、兄弟姉妹」「友人・知人」といった地縁によるサポートが上位項目となっています。
- ・子育て支援センターについての認知度は高く、知りたい情報・相談したい内容としては「健康・発育に関すること」「育児不安に関すること」が上位を占めています。
- ・ニーズ調査では、お子さんが病気やけがで保育施設等を利用できなかった経験の有無、または、学校を休んだ経験の有無について、就学前児童調査・小学生児童調査ともに「あった」が8割台で、ともに増加傾向となっています。
そのような状況の中、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかについて、就学前児童調査では「できれば利用したかった」が約3割、小学生児童調査では1割台半ばとなっており、「できれば利用したかった」はともに増加しています。
- ・母親の就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4割台と高く、フルタイムへの転換希望について、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」がともに5割台と高くなっています。
また、母親の就労形態別に日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」に着目すると、就学前児童調査・小学生児童調査ともにフルタイムは6割以上ですが、パートタイム等は4割台にとどまっています。
- ・ニーズ調査では、「経済的支援をしてほしい」が5割台で第2位の項目となっています。さらに、小学校、中学校入学時に必要なものの購入費が非常に多いため補助があると助かる、という意見がありました。
- ・ニーズ調査では、子育てに関して、悩んでいること、または気になることについては、「仕事と育児の両立が難しい」が上位の項目となっています。
- ・地域における子育ての環境や支援の満足度についてみると、満足計が減少し、不満計が増加しています。

今後の方向性

- ・各種手当を継続して支給し、子育て家庭への経済的支援を実施していく必要があります。
- ・全般的な子育て家庭はもとより、地縁によるサポートからもれてしまう家庭も想定されることから、妊産婦への伴走型の支援等、子育て家庭の支援を充実するとともに、社会全体で見守り、子育てに協力できるよう理解を深めるため普及啓発を進める必要があります。
- ・子育て家庭が不安や孤立感を抱いた際に、相談窓口や支援策につながるように各媒体を活用し、支援が行き届くようにする必要があります。
- ・病気やけがの際に保育施設や学校を休んだ経験が増加し利用意向も増えている中、病児・病後児の保育施設については、周知・啓発を進め、さらなる利用を促進する必要があります。
- ・男女ともに、こどもを生き育てながら仕事を継続できるよう、企業に対して育児休業が取得しやすい職場環境づくりの啓発が必要です。特に、父親の育児休業の取得促進に向けた取組の検討を進める必要があります。

視点3	地域社会の視点
-----	---------

国の方向性（こども大綱の考え方）

- ・こども大綱では、「こども・若者や子育て世帯をめぐる課題が深刻化しており、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域等、社会のあらゆる分野の関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、こども・若者や子育て当事者を支えること」、また、「こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速し、地域住民との交流機会を生み出す空間を創出すること」が重要事項等として示されています。

課題

- ・ニーズ調査では、放課後児童クラブの利用料や利便性について改善を求める意見がありました。
- ・町では、平成24年度にこども・若者を支援するための総合相談窓口等の機能を持った【若狭町子ども・若者サポートセンター】を設置し、こども・若者の支援を促進してきました。一方、ニーズ調査では、【若狭町子ども・若者サポートセンター】について、『知っている計』（「知っている」と「聞いたことがあるが、詳しくは分からない」の割合の合計）が就学前児童調査で3割台半ば、小学生児童調査で4割台半ばとなっており、その認知には向上の余地が残されています。
- ・ニーズ調査では、「雨の日に遊べる場所がない」「子どもと一緒にでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という意見が多くありました。

今後の方向性

- ・放課後児童クラブのあり方についても、ライフステージを考慮する等、ニーズに応じた柔軟な対応を推進し、こどもの遊びや体験、活躍できる機会を創出する必要があります。
- ・家庭や学校、社会に居場所がなく、何らかの困難を有するこども・若者に対して、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを行い、社会的自立の促進を図る必要があります。
- ・天候に関わらず子育て家庭が訪れ、遊ぶことができる場所を整備する等、子育て家庭の満足度が高まる取組を行う必要があります。
- ・地域社会全体が一体になって、こども・若者やその家族を支える機運を高めていく必要があります。

視点4	取り残さない視点
-----	----------

国の方向性（こども大綱の考え方）

- ・こども大綱では、「困難な状況にあるこども・若者や家族を誰一人取り残さず、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること」、「個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むこと」が重要事項として示されています。

課題

- ・町の統計データでは、生活保護受給世帯数、生活保護受給者数ともに令和3年度をピークに減少に転じていますが、令和5年度に生活保護受給世帯数は27世帯、生活保護受給者数は30人となっています。また、その中で、18歳未満の生活保護受給者数は1～2人と若干数存在しています。
- ・ひとり親世帯数も概ね増加傾向となっており、平成22年以降は40世帯を上回って推移しています。
- ・児童虐待件数は減少傾向となっていますが、令和5年度には4件と一定の件数が見受けられます。また、18歳未満の障害者手帳所持者についても減少傾向となっていますが、令和5年度には24人と一定数存在しています。一方、特別支援学級の在籍者は概ね増加傾向となっています。
- ・ニーズ調査では、こどもの知りたいことや学びたいことに対する専門知識を持つ方とつながる手立てがあると嬉しい、という意見がありました。
- ・ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭、発達に支援が必要なこども・若者等、支援を必要としている方は一定数存在しています。

今後の方向性

- ・こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを広く共有し、家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決するという認識の下、様々な観点から支援を進めることで、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の連鎖を防ぐ必要があります。
- ・ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭、発達に支援が必要なこども・若者等、支援を必要としている家庭に対して、家族全体を捉えた積極的なアプローチを行い、関係機関との連携強化により、こども・若者の状況や置かれた環境に応じた包括的な相談体制の整備を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「こども基本法」に基づく、「こども大綱」においては、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

本町では、平成27年に策定した「第1期ふるさと輝き子育てプラン」以降、「みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子」を基本理念とし、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境の充実を目指し、子育て施策に取り組んできました。

本計画においても、本町の基本理念である「みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子」を、「こども大綱」の精神に則った「こどもまんなか社会」と同義であると捉え、その基本理念の実現を目指して、次代の社会を担うこども一人ひとりが尊重され、健全に成長し、かつ安心して子育てができるまちを目指します。

みんなで育む
ふるさとの宝 若狭っ子

2. 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、前章で整理した4つの視点に基づいた基本目標を策定し、計画を推進します。

(1)こども・若者の健やかな育ちを応援します《こども・若者の視点》

乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく提供できる環境づくりを進めることにより、社会全体でこども・若者の健やかな成長を支援します。

(2)子育て世帯を応援します《子育て世帯の視点》

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、経済的負担の軽減や共働き・共育てを推進することにより、子育て当事者が安心してこどもを生み、育てることに喜びを見いだせるような支援体制づくりを進めます。

(3)こども・若者が暮らす地域を応援します《地域社会の視点》

全てのこども・若者が、日常生活の中で身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、こども・若者の意見を聴きながら地域社会全体で安全・安心な社会環境づくりに取り組みます。

(4)気がかりなこども・若者、その家族を応援します《取り残さない視点》

どのような環境にあっても、こども・若者が健やかに成長することができ、その可能性を狭めることがないよう、こども・若者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

3. 計画の体系



第4章 施策の展開

◆…第2期計画からの継続施策

★…新規・拡充施策

1. こども・若者の健やかな育ちを応援します



ポイント

- ・子育てに関する悩み事では、ライフステージによって変化が見受けられます。
- ・少子化、保育士不足、施設の老朽化、また、財政面への配慮も必要な中、こどもたちのことを第一に考えた、持続可能な保育サービスを提供していくことが必要です。
- ・小中学校ともに児童数は減少していますが、不登校児は一定数確認でき、中学校においては増加傾向となっています。
- ・いじめや不登校等の未然防止、初期対応、自立支援に向けて、学校、家庭や関係機関が連携し、全ての児童生徒が「通うのが楽しい学校」となるよう、児童生徒や保護者の教育相談体制の充実を図る必要があります。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
乳幼児健診の受診率	100%	100%
保育方針や保育内容について、満足している保護者の割合	95.8%	98.0%
将来若狭町に帰ってきたいと思う若者の割合	54.9%	70.0%
「全ての若者に意見を表明する権利がある」ということを知っている若者の割合	46.2%	70.0%

施策1. 親と子の健やかな育ちへの支援 ～こどもの誕生前から幼児期～

◆切れ目ない保健・医療の提供

妊婦健康診査受診費用の助成やハイリスク妊婦に対する周産期母子医療センター通院にかかる交通費等の助成を通じて、妊娠出産リスクの低減を目指します。

また、新生児聴覚スクリーニング検査事業を継続実施し、聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組の推進を行います。乳幼児健診受診費用の助成や、各種健診の実施により、こどもの病気の早期発見早期治療を目指します。定期予防接種及び一部の任意予防接種に対する助成を行い、感染症への罹患及び蔓延の予防につなげます。

◆乳幼児健診・育児教室等の充実

全ての乳幼児を対象に、月齢毎にこどもの発達段階に応じた育児教室を行います。育児教室では、親自身がこどもの実態を理解して主体的に判断できるよう、こどもの発達発育について親とともに学習する機会を提供します。また地域で親たちが、親自身のことや育児やこどもたちの環境について考え合えるグループづくりにつながるよう、育児教室の対象者や内容を工夫します。

保育所や子育て支援センターと情報共有し、発達状況に気がかりさがある場合、保護者自身の気づきを促した上で、町の発達支援教室、個別言語相談、育ちの相談や保育カウンセラー事業、医療機関の受診等それぞれに応じた支援につなげます。

◆訪問相談の充実

保健師の地区担当制により、妊娠期から担当保健師による訪問を実施します。生後1か月～3か月の乳児のいる家庭へ保健師が訪問し、乳児の健康や発育の状態のほか、母親や家族の健康状態、家庭の生活環境等にも留意し、保健指導や育児相談等を行います。また、生後1か月までの助産師による新生児訪問等、家庭訪問できめ細かな育児相談を行います。

◆保育の質の向上

こどもの健やかな育ちの支援に向けて、研修の実施による保育士の専門性の確保及び資質向上を図るとともに、こどもを主体とした保育を推進します。また、幼児教育・保育に関する専門的な知識やスキルに基づいて、各保育所に対し、助言やその他の支援を行う人材の配置について検討を進めます。

★保育所ICT化

町内公立保育所でWi-Fi環境の整備を行い、保育業務支援システム(ICT化)を導入することで、業務の効率化・利便性の向上を図り、質の高い保育の提供と安全・安心な保育環境の整備を図ります。

★持続可能な保育環境の充実

少子化、保育士不足、施設の老朽化、また、財政面への配慮も必要な中、地域の宝である子どもたちのことを第一に考え、将来に渡って健全に育成していくための保育サービスを持続させていくことに最大限の力を注いでいきます。

そのためにも、配置基準に基づき職員を適切に配置し、必要に応じて施設の改修・整備等を適切に実施するとともに、保護者や地域の理解を得ながら、保育所の再編による保育環境づくりを着実に前に進めていきます。

◆保育所から小学校への円滑なつながりの確保

保育所から小学校への円滑な接続を目指し、保小連絡会を通じて、授業見学や1日体験入学、各種行事における交流、発達が気になりなこどもの引き継ぎ等、保育士と教員との連携を密にした取組を実施します。

★こども家庭センターの充実

こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対する相談支援等をワンストップで行う体制の整備や産後ケア事業の実施等、ライフステージによる切れ目ない支援体制づくりを進めます。予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等に対しても、こども家庭センターが関係機関等との調整及び支援を行います。

また、子育て支援センターや保育所、学校、事業所等の関係機関が連携しながら、子育てに関する情報を共有する等、的確なサポート・対応に努めます。

施策2. 学校におけるこどもの育ちへの支援 ～学童期・思春期～

◆開かれた学校づくりの推進

家庭・地域・学校協議会により、学校運営や活動評価を行い、家庭、地域、学校が連携して、教育活動の活性化を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進します。

地域行事への児童生徒の参加や学校行事等の教育活動への保護者や地域の人々の参画等、地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを推進します。

★SDGs探究学習の推進

子どもたちが学校教育の中で、気候変動や貧困等世界的な課題を克服し、持続可能な発展を実現するための開発目標である SDGs について学ぶ機会を確保します。

◆学校・家庭・地域の連携の推進

地域力を高める教育の充実のため、学校・家庭・地域が協働した教育活動を推進します。また、地域行事の子ども・教職員の参加等、学校と地域が連携した事業を実施します。

★小中連携の推進

小学校から中学校への進学における「中1ギャップ」と呼ばれる急激な学校生活環境の変化による不適應の克服等、義務教育9年間を見通した学習指導・生徒指導等の円滑な接続を行うための支援を行います。

★いじめの防止、不登校の子どもへの支援

いじめや不登校等の未然防止、初期対応、自立支援に向けて、学校、家庭や関係機関が連携し、全ての児童生徒に学びの場が提供できるよう教育・相談体制の充実を図ります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、学校や家庭での教育相談体制を充実します。不登校児童・生徒に対し、学習援助のほか個別のカウンセリングを行う等、学校への復帰や自立するための支援を行います。不登校状況シートにより、不登校児の情報把握に努めます。

★学校保健・学校体育の充実

多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応し、地域医療や関係機関と連携し、疾病予防及び疾病の早期発見等、児童生徒の健康管理の充実を図ります。

薬物の有害性や未成年者の喫煙や飲酒の害等について、正しい知識と態度を身に付けるため、啓発活動の充実や地域保健関係者と連携した保健教育の充実を図ります。

児童生徒の健康や体力の維持向上のため、楽しみながら運動習慣を身に付ける資質や能力を育む体育学習や学校の特性に応じた創意工夫のある体育的活動の充実を支援します。

小中学校にトップアスリート等、外部指導者の指導を得ながら、正しい動作の習得や楽しみながら運動する取組を支援します。

★キャリア教育の推進

職場体験活動等を通して、働くことや生きることを実感し、将来について考え、社会の中で役割を果たすことについての意義を理解し、必要な態度や能力の育成を図ります。多業種の職業人を招へいし最新の技能や職業意識を学ぶ等、産業界と連携、協力し、将来のキャリアを考える学習を支援します。

施策3. 若者の自立と社会参加への支援 ～青年期～

★就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

中学生、高校生の事業所見学、大学生への学生支援品の発送や奨学金返還補助、県外から若狭町へ移住・就職された方への移住支援金の支給等を実施します。

★創業・事業承継支援

行政・商工会・金融機関が一体となり若者の創業支援を行い、将来における雇用の維持・拡大を図ります。また、新たに起業する人に補助金を支給する等、魅力があり地域が活性化する新事業展開への支援を行います。

★婚活の推進

人口減少の原因である未婚化、晩婚化対策の一つとして、福井県と県内全市町で構成する「ふくい結婚応援協議会」と連携し、マッチングシステムによる新たな出会いの提供や、成婚に結びつくイベントやセミナーを開催することで、結婚を希望する独身者への支援を行います。

★結婚新生活支援

結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因の一つに、若者の経済的不安が挙げられています。結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援し、経済的な不安を軽減することで、個人が希望する時期の結婚または出産の促進につなげる結婚新生活支援事業を実施します。

★悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

家庭や学校、社会に居場所がなく、何らかの困難を有することも・若者やその家族に対して、こども第3の居場所等を中心に支援を行い、社会的自立の促進を図ります。また、公式LINE等を活用したSNSでの相談や広報活動の継続による周知を図ります。

2. 子育て世帯を応援します



ポイント

- ・子育てをする上で、相談相手がない保護者が一定数存在しています。
- ・妊産婦への伴走型の支援等、子育て家庭の支援を充実するとともに、社会全体で見守り、子育てに協力できるよう理解を深めるため普及啓発を進める必要があります。
- ・子育てする上で、知りたい情報・相談したい内容は「健康・発育に関すること」「育児不安に関すること」が上位を占めています。
- ・子育て支援で力を入れてほしいものについては「経済的支援をしてほしい」、子育てに関して、悩んでいることについては、「仕事と育児の両立が難しい」が上位項目となっています。
- ・男女ともに、こどもを生き育てながら仕事を継続できるよう、育児休業が取得しやすい職場環境づくりの啓発を推進する必要があります。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育てについて気軽に相談できる人、場所がある保護者の割合	就学前児童:96.6% 小学生児童:95.9%	就学前児童:98.0% 小学生児童:97.0%
育児休業を取得した保護者の割合	就学前児童 父親: 9.8% 母親:83.0%	就学前児童 父親:30.0% 母親:85.0%

施策1. 子育て支援サービスの充実

★保護者のニーズに応じた保育サービスの提供

保護者の多様なニーズに対応するため、保育所における休日保育や一時預かり、病児・病後見保育等のサービスの拡充を図ります。

◆子育てに関する情報提供の充実

子育て中の保護者に対し、町のホームページや広報誌、子育て応援パンフレット、子育て支援アプリ「にじいろ若狭っ子」等を活用し、町の子育て支援に関する情報の提供を行います。

★子育て支援アプリ「にじいろ若狭っ子」の充実

妊娠・出産・子育てに関する情報を子育て支援アプリ「にじいろ若狭っ子」で提供します。こどもの成長の記録や予防接種の履歴確認、行事予定のプッシュ通知等を行うとともに、予防接種の予診票と接種履歴のデジタル化を行い、利便性の向上を図ります。

◆家庭の教育力の向上

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むことができるよう、保育所や小学校等の関係機関と連携した相談支援の実施や、家庭における教育の重要性についての普及啓発や講座等における学習機会の提供を図ります。

施策2. 子育て世帯に対する経済的負担の軽減

★ニーズに応じた経済的支援の実施

国や県の動向を注視しながら、ニーズに応じた経済的支援の実施を検討します。

◆保育料の無償化

安心して子育てできる環境づくりを目指すとともに、少子化対策として、全ての3歳以上の子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳のこどもの保育料を無料にします。また、第2子以降(扶養している子どもが2人以上いる世帯)の保育料も無料にします。また、無償化に伴う子育てのための施設等利用給付が発生した場合、円滑な実施に向けて公正かつ適正な支給の確保を図ります。

◆在宅保育児童手当の支給

第2子以降の低年齢児(0～2歳)を、保育所を利用せず家庭で養育している方に手当を支給します。

★児童手当の支給

子育て世帯等の生活の安定に寄与するため、また、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、高校卒業年齢までのこどものいる家庭に手当を支給します。

★出産・子育て応援ギフトの支給

安心して出産や子育てができるように、妊娠や出生の届出を行った妊婦や子育て世帯への経済的支援を実施します。

◆妊婦健診等の助成

妊娠期における母子の健康を保つため、全ての妊婦を対象に、妊婦健診費用14回分を助成します。

◆不妊治療費の助成

不妊治療を受けている夫婦等に対し、特定不妊治療費の一部を助成します。

◆未熟児養育医療費の給付

出生児の健康を保持・増進するため、養育のために入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において医療の給付または医療に要する費用を支給します。

★子ども医療費の無償化

疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児・児童の保健の向上と福祉の増進を図るため、高校卒業年齢までのこどもの医療費を無料にします。

施策3. ひとり親家庭への支援

◆ひとり親家庭への相談支援

ひとり親家庭の就労や生活上における不安・悩み等に対し、家庭相談員等が相談支援・助言を行います。

◆ひとり親家庭への就業支援

ひとり親家庭が経済的に安定し、自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、就業に関する相談支援や就労支援を行います。

★ひとり親家庭の経済的負担の軽減

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当を支給するとともに、医療費助成を行います。また、小中学校への就学に際し、経済的な困難を抱える家庭へ学用品・給食費等の学校で必要な費用の一部を支給します。また、こどもの習い事に係る経費を支援し、経済的負担の軽減を行い、児童の多様な学びを推進します。

施策4. 共働き・共育ての推進

◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進

仕事と生活の両立に関する取組を社会全体の活動として進めていくため、関係機関と連携し、地域や企業に対するワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行います。また、男女共同参画推進協議会による年1回の広報紙の発行や講演会・セミナーの開催、ハート&アートフェスタにおける展示広報等、地域住民が主体となる組織による仕事と生活の両立に向けた取組を引き続き継続します。

◆育児休業の取得促進

男女ともに、こどもを生み育てながら仕事を継続できるよう、企業に対して育児休業が取得しやすい職場環境づくりの啓発を行います。特に、父親の育児休業の取得促進に向けた取組の検討を進めます。

◆男女共同参画の推進

男女がともに、家事・育児に参加し、家庭内で助け合うことの大切さについて知ることができるよう、男女共同参画に関する啓発等を行います。また、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込みや偏見)があることに気づき、男女がともに子育て等への知識を深め、スキルアップができる機会を設けます。

★互いの価値観を認め、互いを尊重できる意識づくり

人権の尊重や男女共同等に関する意識向上のための講習や学習の機会を設けます。学校教育や地域活動の中で、お互いの考え方を尊重しながら学び合う意識を育てます。

3. こども・若者が暮らす地域を応援します



ポイント

- ・「雨の日に遊べる場所がない」「子どもと一緒にでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という意見が多く見受けられます。
- ・天候に関わらず子育て家庭が訪れ、遊ぶことができる場所を整備する等、子育て家庭の満足度が高まる取組を行う必要があります。
- ・放課後児童クラブのあり方についても、ライフステージを考慮する等、ニーズに応じた柔軟な対応を推進し、こどもの遊びや体験、活躍できる機会を創出する必要があります。
- ・家庭や学校、社会に居場所がなく、何らかの困難を有するこども・若者に対して、こども第3の居場所等を活用した支援を行い、社会的自立の促進を図る必要があります。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
こども・若者の第3の居場所を知っている保護者の割合	就学前児童:35.0% 小学生児童:46.6%	就学前児童:60.0% 小学生児童:60.0%
子どもの遊び場の年間来場者数	—	10,000人

施策1. こども・若者の健全育成の推進

◆次代の親の育成

こどもは次代の親という意識の下、次代を担う親を育成するため、命の尊さやこどもを生き育てることの素晴らしさを実体験する機会として、児童生徒が乳幼児と触れ合うことのできる体験学習を実施します。

◆こどもの主体的な活動支援

中学生・高校生の主体的な活動を通じた健全育成を目指し、小学生とのふれあいや遊びを支援するボランティア活動等を行うジュニアリーダーズクラブの育成を図ります。

チャレンジウォークや町の特色を生かした体験活動の実施により、青少年の自主性や自律性を養うとともに、仲間との協働性の大切さを学ぶ等、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。

◆食育の推進

保育所や小中学校等において、食に関する正しい知識や望ましい生活習慣の定着及び日本の食文化の普及と継承等を目指し、食育を推進します。また、給食における地場産物の使用促進や学校と生産者が結びついた農業体験等の実施を通じて、地産地消の推進を図ります。

★読書活動の推進

読む力はあらゆる学習の基盤であり、学習を支える上で重要となるため、学校図書館、図書館パレア館やリブラ館を活用した授業や読書を推進します。

小中学校と連携を密にし、団体貸出やブックトーク等を積極的に行い、児童生徒が多種多様な本と出会える機会を充実します。

ブックスタート、お話し会、各種行事等を通じて、幼児期から青少年までの読書普及活動を推進します。

★次代を担う青少年の健全育成

国際交流を推進し、異文化の理解を深め、社会性、協調性、積極性を養い、生きる力を育む活動を充実させていきます。

異文化を尊重し、ともに生きていくことができる資質や能力の育成を目指し、各教科の特性に応じ、国際理解教育の視点を持つ創意あふれる学習活動を支援します。

県のALTの活用、本町のALTの配置により、一層の言語活動の充実を図り、「聞く・読む・話す・書く」の4技能を育成します。

小学校の外国語の教科化に伴い、ALTの配置や外部人材による英語教育の支援体制を継続し、英語に親しむ機会を積極的につくる体制を支援します。

★高校中退の予防・高校中退後の支援

一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談支援を行います。

また登校困難や、就学・就労困難等に関する相談を行い、必要に応じてハローワーク等の専門機関へつなぎます。

施策2. 地域の子育て支援の充実

◆地域でこどもを育てる気運の醸成

世代間交流事業の実施や地域における子育ての啓発、講座の開催等を実施し、様々な世代の人による子育て支援活動を促進し、地域での支え合い・地域でこどもを育てる気運の醸成を図ります。

◆子育て世帯に優しいまちづくりの推進

こどもや親子が安心して外出できるよう、公共施設や公共交通機関等において、段差の解消をはじめ、授乳室やおむつ交換スペースを設置する等、子育て世帯に優しい施設整備を推進するとともに、民間施設等にも啓発を行います。また、既存施設や空き家等を活用した、こどもを安心・安全に遊ばせることのできる場所や、地域の交流拠点の整備の検討を進めます。

★子どもの遊び場の整備

天候に関わらずにこどもたちが遊ぶことができる、屋内型の子どもの遊び場を整備します。雨の日に遊べる施設がないことや、遊具が不足しているという現在のニーズに応え、子育て世代の満足度向上につなげます。

★環境にやさしいスマートエリアの整備

都市機能が集積している上中駅周辺エリアにおいて、エリア内に点在する空き家・空き地を有効活用しながら、自然再生可能エネルギーとデジタル技術を導入し、エリアの魅力を向上させつつ、モデル分譲地を整備し、若者の移住定住を促進します。

★子育て支援センターの充実

未就園児を持つ保護者等が気軽に集い、子育ての不安や負担を軽減できるよう、子育て支援センターにおいて保育士が子育てに関する相談を受け付けます。また、他の子育て中の母、父、祖父母と話をすることで、子育て情報の交換ができます。子育てマイスターによる育児相談、助産師によるベビーマッサージや育児相談等のイベントも開催します。また、年間を通じて子育て情報が提供できるよう、広報体制の充実を図ります。

子どもの遊び場を整備するとともに、支援センターに個室の相談室を設けることで、より相談しやすい体制の充実を図ります。

◆地域の広場(ミニすくすく)の推進

各地区公民館等の身近な場において、町の子育て支援センターとも連携しながら、地域住民が中心となり、保護者同士の交流や遊び方教室、講座、育児相談等を行います。

地域で自主的な活動を行う子育てサークルに対し、設立支援や活動場所の提供、子育てマイスターの派遣等を行います。

◆保育所開放事業(いきいき広場)の推進

月2回程度、各保育所を開放し、未就園児と保護者の交流や育児相談を行います。

◆放課後のこどもの居場所づくりの充実

放課後のこどもの居場所づくりを充実するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な実施を教育委員会や関係機関等と連携し、8か所で継続します。また、各小学校の余裕教室の実態把握及び活用方法についての検討を進めます。

★放課後児童クラブの充実

三方児童クラブと令和6年に改修工事を行い、学童専用施設として利便性の向上を図った上中児童クラブでの受け入れを継続して行います。

こどもを単に放課後に預かるだけでなく、「遊びの場」「生活の場」として、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るという役割があるということを踏まえ、研修等の実施を通じた支援員の資質向上を図るとともに、放課後児童クラブの内容について周知を行います。また、気がかりなこどもに関すること等、学校と連携した情報共有を行います。

併せて、平日の利用ニーズの増加等に対応するため、指導員の確保等、指導体制の充実に努めるとともに、夏休み期間においては、支援員を増員配置することで受け入れ態勢の強化を行います。

また、ニーズに合わせ、午前7時30分からの早朝利用制度を導入し、より利用しやすい環境の構築を図ります。

★こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

全てのこども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、こども第3の居場所等の充実を図ります。また、これらの居場所について、こども・若者の声を聴きながら、「居心地のよい居場所」となるよう取組を進めます。

◆小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

救急医療体制の確保・充実に努めるとともに、救急時の対応等について、こどもの救急医療電話相談等の周知・啓発を行います。

施策3. 安全安心な環境整備

◆交通安全の推進

交通事故や危険箇所から子どもを守るため、保育所や学校で交通安全教室を開催するほか、PTAや交通安全母の会、地域住民等との連携により、登下校時の見守り活動を行います。

また、各学校より通学路の危険箇所の情報を吸い上げるとともに、警察等の関係機関と連携し、未就学児の園外活動に関する経路や通学路等の定期的な点検・安全確保等を行います。

◆自殺予防の理解促進と環境整備、自殺対策に係る人材養成

自殺対策の趣旨について、住民の理解と関心を深めるとともに、住民一人ひとりが、こころの健康の重要性を認識し、自分自身の、また身近な人のこころの不調に気づき、適切に対処できるよう、家庭、学校、職場、地域におけるこころの健康づくりを推進します。

自殺の危険性が高い人の早期発見、見守りへの対応を図る上で、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関へのつなぎや見守りを行うゲートキーパーを養成します。

子ども、若者の命を守るため、学校と連携を図りながら児童生徒のSOSの出し方に関する教育を展開し、スクールカウンセラー等専門家による教育、相談の機会を確保していきます。

◆情報モラル教育の推進

児童生徒のスマートフォン等でのSNSの利用によるいじめや依存症による生活習慣の乱れ等の未然防止に向けて、「青少年育成若狭町民会議」等を活用し、学校、家庭、関係機関が連携し、インターネットの適正な利用を推進します。

また、県の「ふくいスマートルール」を基にスマートフォン使用時のルールを作成する等、違法・有害情報との接触から児童生徒を守るための取組を推進します。

◆子どもを災害・犯罪から守る活動の推進

子どもを災害・犯罪から守るため、パトロール活動や安全マップの作成等、PTAや地域住民等との連携による取組を推進します。また、保育所や学校において定期的に避難訓練を行い防災意識の向上に取り組むとともに、継続的な活動による地域で子どもたちの成長を見守る意識の醸成に努めます。

◆性犯罪、DV対策の強化

DVの解決に向け、関係機関と連携し、普及啓発や相談体制、緊急時のすみやかな対応に努めます。

◆犯罪や非行の防止への取組、犯罪をした者に対する社会復帰支援

犯罪や非行のない、明るい地域社会を築くため、関係団体をはじめ、町全体で社会を明るくする運動を推進します。

「若狭町安全で安心なまちづくり推進会議」を主体に、警察等の関係団体との連携を図りながら、住民への防犯意識向上・注意喚起を目的とした防犯パトロールや啓発活動、防犯隊による警戒活動等を実施することで住民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

4. 気がかりな子ども・若者、その家族を応援します



ポイント

- ・ひとり親世帯数は増加傾向となっています。
- ・生活保護受給世帯数、生活保護受給者数は一定数見受けられます。
- ・児童虐待件数は減少傾向ではありますが一定の件数が見受けられます。
- ・特別支援学級の在籍者は増加傾向となっています。
- ・ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭、発達に支援が必要な子ども・若者等、支援を必要としている方は一定数存在しています。
- ・支援を必要としている家庭に対して、家族全体を捉えたアプローチを行い、関係機関との連携強化により、包括的な相談体制の整備を進める必要があります。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育てに関して、悩んでいること、気になることについて「子どもの発育、発達や病気に関すること」を選択している保護者の割合	就学前児童: 34.0% 小学生児童: 25.9%	就学前児童: 30.0% 小学生児童: 20.0%
現在の経済状況について、「苦しい」「やや苦しい」を選択している保護者の割合	就学前児童: 33.7% 小学生児童: 37.1%	就学前児童: 20.0% 小学生児童: 20.0%
児童虐待件数	4件	0件

施策1. こどもの貧困対策

★こどもを守る地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用し、関係機関の連携構築を行います。また、スクールソーシャルワーカーとの情報共有を行い、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

学校、地域、行政が連携して、子育て中の保護者に対する情報発信や相談体制を強化し、地域に根ざした活動を支援します。

★相談支援の充実

保護者の就労支援や経済支援についての相談に応じ、適切な機関と連携した相談支援を行います。

★こどもの貧困に対する社会の理解促進

こどもの貧困対策として、相談体制の充実や緊急時の生活支援、学習支援、貧困対策についての周知・啓発を行います。

施策2. 障害児等への支援

◆早期発見体制の充実

生後2か月児の全戸家庭訪問や各種乳幼児健診・育児教室等を通じ、発達が目撃可能な子どもの早期発見を図ります。また、各保育所への言語聴覚士等による保育カウンセラーの巡回を通じ、家庭や保育所との情報共有及び早期発見体制の強化を図ります。

◆早期支援体制の充実

発達が目撃可能な子どもに対し、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等の専門職と連携し、グループ活動を通じた行動観察及び指導・相談を行う「言葉と遊びの広場」を開催するとともに、専門職による個別相談、言語聴覚士による面談・指導を実施します。また、保育カウンセラーが各保育所を訪問し、発達が目撃可能な子どもへの早期支援方法等について保育士の資質向上を図るとともに、保護者への適切なアドバイスをを行います。

また、必要な子に必要なサービスを提供できるよう、周囲の大人の理解を深める取組も推進します。

◆継続的な支援の充実

発達が目撃可能な子どもに関する「継続支援ファイル」の作成を通じ、ライフステージに応じた支援情報を子ども家庭センターに一元化し、総合相談体制の充実を図ります。

また、ライフステージが変わっても、「継続支援ファイル」に基づき、子どもの状況や支援情報を円滑に引き継ぐことができる体制整備を図ります。

◆特別な支援を必要とする子どもへの保育環境の整備

障害のある子どもや外国籍の子ども等、特別な支援が必要な子どもが円滑に保育を利用できるよう、関係機関と連携し、個々の事情に応じた対応や保育士に対する研修の実施等に努めます。

また、障害のある子もいない子どもともに過ごせるよう、合理的配慮に基づく保育環境を整えます。

◆障害のある子どもとその家庭への経済的支援

障害のある子どもやその家庭に対し、障害児福祉手当等の制度に基づく手当等の支給や日常生活用具給付等を行います。

★障害のある子どもへの教育・保育の充実

町内保育所において、個別の支援を提供できるよう、人員の確保及び保育士の専門性を高める研修を実施します。また、個別に支援が必要な子どもへの就学支援の推進や、放課後の居場所を提供する放課後等デイサービスの提供体制の確保に努めます。医療的ケアを必要とする子どもを保育所で受け入れられるよう、人材の確保・育成を推進します。

併せて、地域の児童クラブで受け入れられるよう、必要に応じて児童クラブへ保育所等訪問支援事業による専門職員派遣を実施します。

★障害児及び障害児相談支援体制の充実

障害児福祉計画に基づき、関係機関と連携し、障害児支援の提供や障害児相談支援体制の確保に努めます。また、医療的ケアを必要とする子どもが必要な支援を円滑に受け取ることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

併せて、自立支援協議会の障害児通所事業所連絡会や相談部会と連携し、サービス量の確保及び質の維持に努めます。

令和6年度に増改築工事を行った児童発達支援センターの広域利用体制を継続し、多様なニーズ(医療的ケアの処置等)に対応できる体制を整えます。

★特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、児童生徒の実態に応じ、通常学級と特別支援学級との交流活動や協働学習により、相互理解の取組を推進します。

保育所、小学校、中学校、高校、特別支援学校及び関係機関が連携して、対象となる児童生徒の状況や支援内容について共通理解を図り、適切な教育相談の充実を図ります。

施策3. 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

★児童虐待に関する啓発活動の推進

児童虐待の防止や体罰等によらない子育ての推進について、オレンジリボン運動(児童虐待防止月間)等の各種啓発活動を推進するとともに、広報誌等を通じた周知・啓発を図ります。

また、ヤングケアラーについては、ホームページやリーフレット等での周知・啓発を継続していきます。

◆児童虐待の未然防止に向けた取組の推進

より良い親子関係の構築を支援するために、関係機関と連携し、子育てや子どもへの関わり方等について、相談体制の充実を図るとともに、子どもに対する適した接し方・子育てを学ぶことができるペアレント・プログラムの実施等について検討を進めます。

また、母子手帳交付面談、母子訪問、乳幼児健診等で把握したハイリスク家庭について、母子保健と児童福祉が一体となったこども家庭センターが中心になり支援を行い、妊娠・出産期からの相談支援を行います。

一時保護については、児童相談所と密な連携を取り、適切なタイミングで実施できるよう調整していきます。

◆早期支援体制の充実

保健師や助産師、民生委員・児童委員等による訪問相談や育児相談、各種乳幼児健診等を通じ、虐待が疑われる子どもや虐待発生のリスクがある家庭の早期発見を図ります。また、子育て支援センターや保育所等との情報共有体制の強化を図るとともに、地域住民の通告義務等について周知・啓発を行います。

◆早期支援のための関係機関の連携強化

「若狭町要保護児童対策地域協議会」を中心として、定期的に「実務者会議」や「ケース会議」を開催する等、児童虐待の防止に向けて関係機関の連携強化を図ります。また、転居ケース等における転居後の情報共有等についても、児童相談所や自治体間において連携を図ります。

★包括的・継続的な支援の推進

全ての子ども及びその保護者・妊産婦等に対し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援体制の強化に向けて、こども家庭センターの機能充実を図ります。

併せて、家庭支援事業の充実やサポートプランの作成等、子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制整備を推進します。

★家族全体を捉えた支援の推進

こどもや高齢者、障害者等、それぞれの各制度に基づいた支援体制が整備され、支援の充実を図るとともに、庁舎の同一フロアにこども、高齢者、障害者の相談窓口が揃っている強みを生かし、あらゆる相談を包括的に受けられる体制整備を進めます。

また、ヤングケアラーについての実態把握を学校等教育機関と協力して実施し、具体的な支援へとつなげていきます。

第5章 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、「子ども・子育て支援法」においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することができる可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という)を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本町では、効率的に資源を活用できるよう、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

2. 量の見込みと確保の方策

令和5年度に実施したアンケート調査や事業の利用実績等、本町の現状を踏まえて、量の見込みの算出及び確保方策の設定を行いました。

(1)教育・保育

幼稚園や保育所等の教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定し実施することとなります。

■認定区分

認定区分	対象	対象施設
1号認定	こどもが満3歳以上で保育の必要性はない (幼児期の学校教育を希望)	幼稚園・認定こども園
2号認定	こどもが満3歳以上で保育の必要性がある	保育所・認定こども園
3号認定	こどもが満3歳未満で保育の必要性がある	保育所・認定こども園 地域型保育事業

○量の見込みと確保方策

教育・保育事業

教育施設：3歳から就学前のこどもを対象とした、学校教育法に基づく教育施設。幼稚園や認定こども園(教育部分)等が該当

保育施設：保護者が仕事、病気、障害、出産等の理由で、家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする施設。保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業等が該当

■1号認定(3～5歳 保育の必要性なし) (人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3	3	3	3	2
②確保の内容	特定教育・保育施設	3	3	3	3	2
②-①		0	0	0	0	0
※近隣自治体の幼稚園により対応						

■2号認定(3～5歳 保育の必要性あり) (人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		269	257	231	215	204
②確保の内容	特定教育・保育施設	268	256	230	214	203
	企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

■3号認定 (人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳 保育の必要性あり	①量の見込み	33	32	31	30	30	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	31	30	29	28	28
		企業主導型保育施設の地域枠	2	2	2	2	2
	②-①		0	0	0	0	0
1歳 保育の必要性あり	①量の見込み	52	55	54	53	52	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	51	54	53	52	51
		企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1
	②-①		0	0	0	0	0
2歳 保育の必要性あり	①量の見込み	63	52	55	53	52	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	61	50	53	51	51
		企業主導型保育施設の地域枠	2	2	2	2	1
	②-①		0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 1号認定については、近隣自治体幼稚園等における受け入れを想定しています。
- 2・3号認定については、現在公立保育所7か所、私立保育所2か所、企業主導型保育施設における地域枠で提供体制を確保しています。
- 今後の保育所のあり方については、継続的・安定的に良質な保育サービスが提供できるよう、子育て家庭や地域等の現状と課題を踏まえ、保育環境の再編も視野に入れた、こどもを受け入れる体制づくりに努めます。

(2)地域子ども・子育て支援事業

○量の見込みと確保方策

① 延長保育事業

通常の保育時間前・終了後の最小1時間延長して保育を行う事業

(実人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	3	3	3
②確保の内容	4	4	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内では実施していませんが、今後のニーズに応じて提供体制の確保に努めます。

② 放課後児童健全育成事業(学童保育)

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業

(実人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	95	94	93	89	85
1年生	34	29	29	27	25
2年生	29	31	26	26	24
3年生	19	22	24	20	20
4年生	8	8	10	11	9
5年生	3	3	3	4	5
6年生	2	1	1	1	2
②確保の内容	95	94	93	89	85
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在町内2か所(通常期)で実施しており、夏休み中には増加するニーズに対応するため、支援員を増員し対応を行っています。引き続き提供体制の確保を図ります。

○放課後子ども教室との連携を図り、放課後のこどもの居場所づくりを推進します。

③ 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える事業

(延人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13,210	12,440	12,440	12,184	11,991
②確保の内容	13,210	12,440	12,440	12,184	11,991
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、子育て支援センターで事業を実施しており、引き続き提供体制の確保を図ります。

④ 一時預かり事業(幼稚園型)

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭でこどもの保育が困難な場合に、一時的にこどもを預かる事業

(延人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内では実施していませんが、今後ニーズが発生した際に対応できるよう、近隣自治体の幼稚園等における提供体制の確保に努めます。

⑤ 一時預かり事業(幼稚園型を除く(保育園等))

(延人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	602	571	538	513	495
②確保の内容	602	571	538	513	495
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○一時預かりについては、公立保育所1か所、私立保育所2か所で実施しています。また、すみずみ子育てサポート事業については、近隣自治体のNPO法人に委託し実施しています。各事業について、引き続き提供体制の確保を図るとともに、利用ニーズに応じた体制整備に努めます。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業

(延人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内では実施していませんが、今後ニーズが発生した際に対応できるよう、近隣自治体の児童養護施設と連携し、提供体制の確保に努めます。

⑦ 病後・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行う事業。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

(延人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	8	8	7
②確保の内容	9	9	8	8	7
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、上中診療所で実施しており、引き続き提供体制の確保を図ります。

⑧ すみずみ子育てサポート(就学児のみ)

買い物や通院、冠婚葬祭の間、こどもをみてほしい場合の一時預かり等を行う事業

(延人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、近隣自治体のNPO法人に委託し実施しています。引き続き関係団体との連携の下、提供体制の確保を図ります。

⑨ 妊婦健診事業

妊婦の健康増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業

(実人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	96	93	90	88	87
②確保の内容	96	93	90	88	87
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○今後も妊娠期間中に必要に応じて受診できる体制を整えます。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげる事業

(実人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66	64	62	61	60
②確保の内容	66	64	62	61	60
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○保健師または助産師による訪問を行い、引き続き提供体制の確保を図ります。

⑪ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業

(実人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	29	28	27	26
②確保の内容	30	29	28	27	26
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○関係機関との連携の下、引き続き提供体制の確保を図ります。

⑫ 利用者支援事業

児童またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

■基本型

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■地域子育て相談機関

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

■特定型

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

※基本型：【利用者支援】、【地域連携】の2つの柱で構成。

【利用者支援】：当事者の目線に立った、寄り添い型の支援。

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行う。

【地域連携】：地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

※地域子育て相談機関：利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む。

※特定型：主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う。

※こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

【提供体制、確保方策の考え方】

○町内にこども家庭センター型1か所を設置し、引き続き提供体制の確保を図ります。

○子育て支援センター機能を充実し、地域子育て相談機関の整備に努めます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

【提供体制、確保方策の考え方】

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究を行うとともに、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について、検討していきます。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

【提供体制、確保方策の考え方】

○保護者の世帯所得の状況等を勘案し、必要に応じて物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の助成について検討します。

⑮ 産後ケア事業

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い安心して子育てができるよう支援を行う事業

(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	136	136	136	136	136
②確保の内容	136	136	136	136	136
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○出産後の母子それぞれの状況に応じた産後ケアを提供するために、直営で実施する集団型、分娩取扱機関に委託で実施する個別通所型、短期入所型の利用体制を整え、事業の利用を希望する全ての母子が利用できる提供体制の確保を目指します。

⑩ 子育て世帯訪問支援事業(新規事業)

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業

(世帯/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	26	25	24	23	22
②確保の内容	26	25	24	23	22
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○関係機関との連携の下、事業の実施体制の確保を行い、支援が必要な方へのサービス提供に努めます。

⑪ 児童育成支援拠点事業(新規事業)

養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業

(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○関係機関との連携の下、事業の実施体制の確保を行い、支援が必要な方へのサービス提供に努めます。

⑫ 親子関係形成支援事業(新規事業)

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業

(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	27	26	24	24	23
②確保の内容	27	26	24	24	23
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○関係機関との連携の下、事業の実施体制の確保を行い、支援が必要な方へのサービス提供に努めます。

⑱ こども誰でも通園制度(新規事業)

認可保育園や認定こども園等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無等は問わず保育を利用できる事業

(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	3	3	5	5
②確保の内容	0	3	3	5	5
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○事業実施に向けて、町内保育所でのサービス提供体制の確保に努めます。

⑳ 妊婦等包括相談支援事業(新規事業)

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業

(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	210	210	210	210	210
②確保の内容	210	210	210	210	210
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○妊娠の届け出時と妊娠8か月頃に妊婦等との面談を行い、妊婦等の心身の状況把握や、母子保健や子育てに関する情報提供を実施します。また、出産後1～2か月頃に訪問を行い、母体の健康や乳児の発達発育に関する相談や情報提供を実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 施策推進の視点

こども・若者の社会参画・意見反映の仕組みづくり

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、こどもの権利を尊重し、安心して意見を述べる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる仕組みづくりを推進します。

◆こどもや若者からの意見聴取等の実施

若狭町出身学生応援事業(県外の大学に通う若狭町出身学生へ町の特産品を支給)申請時に、本町に関するインターネットアンケート等を実施する等、本町に対するこどもや若者からの意見聴取の機会を創出します。

こども・若者、子育て家庭にやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業等、様々な場で、全ての人がこどもや子育て家庭を応援し社会全体で支える気運の醸成を図ります。

◆人権教育の推進

児童生徒が生命を大切に作る心、思いやりの心、善悪の判断ができる心等を育てるため、体験活動の充実や家庭との取組等、創意工夫のある授業を推進します。

児童生徒がいじめや差別等の様々な人権に関する問題に対して考え、正しく適切な行動ができるように、人権意識や人権感覚を育てる人権教育の充実の支援を行うとともに、こどもの権利について周知・啓発を推進します。

◆誰もが平等な社会の推進

差別やいじめ等を防止し、誰もが他者を思いやる豊かな人間性を育成するために、多くの住民が集えるよう工夫を凝らした人権意識高揚大会の開催、人権メッセージの募集等を通して、人権について考える機会を創出します。また学校、地域の公民館等と連携して、人権問題に対する正しい理解と意識の高揚を図る人権教育を推進します。

◆地域の社会資源を活用した学習機会の拡大

住民一人ひとりが自己の教養を深めるため、時代に即し、生涯を通じた学習が行えるよう情報発信や学習機会の充実を図ります。

また、地域の社会資源を大いに活用し、生涯学習、人権教育に関する各種講座を開催するとともに、より多くの人たちに地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進めます。

2. 住民や関係機関・団体等との協働による推進

本計画は、家庭、地域、保育所・学校、ボランティア等の関係機関・団体や事業所等との協働が不可欠です。そのため、相互の理解と協力による自助・共助・公助の考え方の下、役割分担を図りながら施策を推進します。

3. 国や県との連携による推進

子育てサービスの調整や福祉人材の育成・確保、特定こども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行等、国や福井県との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有等を密に図りながら対応を行います。

4. 庁内の推進体制

本計画の取組は、福祉にとどまらず、保健、教育等、庁内の様々な分野にわたります。そのため、関連する全ての分野の関係課・機関と連携を図り、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

5. 計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、地域住民を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等の様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、年度ごとに実施計画等を策定し、着実な推進に努めます。

また、若狭町児童福祉審議会等を通じて、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、子育て世帯のニーズや状況の変化を捉え、必要に応じて各種施策等の見直しを行います。

資料編

1. 若狭町児童福祉審議会委員名簿

	氏名	所属	役職	選任区分
1	青井 夕貴	仁愛大学 人間生活学部 子ども教育学科 准教授	会長	学識関係者
2	河原 徳行	若狭町立瓜生小学校 校長	職務代理	教育関係者
3	谷川 暢一	若狭町議会教育厚生常任委員会 委員長		町議会議員
4	武藤 隆	若狭町立みそみ保育所保護者会 会長		保護者代表
5	立井 隆一	社会福祉法人 明倫福祉会 明倫保育園保護者会 会長		保護者代表
6	田辺 隆明	若狭町社会福祉協議会 事務局次長		学識経験者
7	中村 正人	若狭町教育委員会 委員		教育関係者
8	武田 恵美子	若狭町立わかば保育園 園長		児童福祉関係者
9	井関 和代	若狭町民生委員児童委員協議会 代表主任児童委員		児童福祉関係者
10	宮川 直美	若狭町民生委員児童委員協議会 主任児童委員		児童福祉関係者
11	田中 玉江	託児ボランティア		母子保健関係者
12	山田 悦子	元養護教諭		母子保健関係者
13	齊藤 剛志	会社員		公募

(順不同、敬称略)

2. 計画策定の経過

年月日	内容
令和6年2月1日 ～2月16日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和6年9月9日	第1回若狭町児童福祉審議会 ・アンケート結果報告 ・計画骨子案の検討
令和6年9月16日 ～10月11日	若者からの意見聴取をオンライン調査にて実施
令和6年12月4日	第2回若狭町児童福祉審議会 ・計画素案の検討(見込量含む) ※施策の展開について
令和7年1月30日	第3回若狭町児童福祉審議会 ・計画案について
令和7年2月20日 ～3月12日	パブリックコメントの実施

3. 用語解説

あ行	
アンコンシャス・バイアス	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれている。
ICT(インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー)	「情報通信技術」を意味します。通信技術を活用して人と人、人とインターネット、人とモノをつなぐ技術、その活用方法の総称。
育児休業	対象となるこどもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、こどもを養育するための休業を取得することができる制度。
一時預かり	保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭でこどもの保育が困難な場合に、一時的にこどもを預かる事業。
医療的ケア	家族等が日常的に行っているたんの吸引や経管栄養等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。
延長保育事業	通常の保育時間前・終了後の最小1時間延長して保育を行う事業。
親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業。
オレンジリボン運動	こども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることでこどもの虐待をなくすことを呼びかける運動。厚生労働省では毎年11月を児童虐待防止推進月間に定めている。

か行	
家庭的保育	地域型保育の1つであり、満3歳未満の乳幼児5人以下を定員として、保育者の居宅等で保育を行うサービス。
企業主導型保育	事業所に併設された保育施設で、従業員のこども及び地域の保育を必要とするこどもを預かるサービス。働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスの提供が可能であり、複数の企業による共同設置も可能。認可外保育施設に該当する。
教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。
居宅訪問型保育	地域型保育の1つであり、満3歳未満の乳幼児を対象として、保育者がこどもの居宅等において保育を行うサービス。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。「命の門番」とも位置付けられる。

か行	
継続支援ファイル	発達が気になりなこどもに対する切れ目ない支援を行っていくために、役場、保育所、学校等が連携し、各段階における様々な記録の保存・支援情報の引き継ぎを行うためのファイル。
子育て世代包括支援センター	「母子保健法」に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行う等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に行う場所。
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業。
子育てマイスター	地域において、保育士や看護師等の資格を持ち、その資格や経験を活かし、子育てに関するアドバイス、保護者の悩みや不安に関する相談支援を行う人。子育てマイスターは登録制であり、福井県独自の制度である。
子ども家庭総合支援拠点	要支援児童及び要保護児童、特定妊婦等を含む地域の全てのこどもと家庭、妊産婦等を対象に、専門性を持った包括的・継続的な相談支援等を行う支援・体制のこと。平成28年の「児童福祉法」の改正により、拠点の設置が各自治体の努力義務とされた。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
こども大綱	幅広いこども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。
こども第3の居場所	家庭や学校だけでは対応が難しいこどもたちが安心して過ごせる場所。こどもたちが生活習慣や学習習慣を身につけ、人や社会と関わる力や自己肯定感等を育むことを目的としている。
こども誰でも通園制度	認可保育園や認定こども園等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無等は問わず保育を利用できる事業。

さ行	
産後ケア事業	出産後間もない時期に支援が必要な母子を対象に、ショートステイ(宿泊)やデイサービス(日帰り)の利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的として行う事業。

さ行	
事業所内保育	地域型保育の1つであり、満3歳未満の乳幼児を対象として、事業所に併設された保育施設で従業員のこども及び、地域の保育を必要とするこどもを預かるサービス。
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けた時限法。令和6年5月に有効期限が令和17年3月31日までに再延長された。
児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業。
児童手当	家庭等における生活の安定への寄与及び、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している保護者に支給される手当。
児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者の生活の安定と自立促進を目的として支給される手当。
小規模保育	地域型保育の1つであり、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
人口動態	自然動態(年間の出生と死亡)と社会動態(年間の転入と転出)を合わせた人口の動きのこと。
スクールカウンセラー	心理についての専門性を持ち、学校において、児童生徒が抱える様々な課題について解決のための助言や指導等を行う者。
スクールソーシャルワーカー	児童や生徒が抱える問題を解決するために、福祉の専門知識や技術を活用して支援を行う専門職。
スマートエリア	デジタル技術を活用してエネルギー効率が高く、地球環境への負荷が小さい都市や地域社会。
スマートルール	インターネットや SNS、LINE、メールのより良い使い方。
すみずみ子育てサポート	買い物や通院、冠婚葬祭等の間、こどもをみてほしい場合の一時預かり等を行う事業。
SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)	社会生活等に関する訓練・指導により、日常生活において他者と相互に関わる能力を高め、対人関係や集団生活を営みやすくするための技能(スキル)を養う取組。

た行	
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える事業。

た行	
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。
チャレンジウォーク	こどもたちがキャンプをしながら3日間のウォーキングに挑戦するイベント。物質的な豊かさの中で青少年の心の豊かさやたくましさを養うことを目的とした活動。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

な行	
日常生活用具給付	障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図る用具を給付または貸与する事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげる事業。
認定こども園	就学前児童に教育・保育を一体的に提供する施設であり、保護者の就労の有無に関わらず利用可能である。
妊婦等包括相談支援事業	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業。

は行	
病児・病後児保育事業	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行う事業。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。
ブックスタート	赤ちゃんや保護者が絵本を通して心ふれあうひとときを過ごせるようにすることを目的とした活動。
ブックトーク	図書館司書がテーマに沿って様々なジャンルの本を紹介するもの。こどもたちに本や読書への興味を持たせることを目的としており、読み聞かせとは異なり、短い時間で複数の本を紹介する点が特徴。
ペアレント・プログラム	子育てに難しさを感じる保護者がこどもの行動を理解し、楽しく子育てをする自信をつけたり、同じ悩みを持つ仲間を見つけたりすることを目的としたグループプログラム。
保育カウンセラー	保育所を回ってこどもの発達に関する相談支援等を行う、言語聴覚士等の専門知識を有する人であり、町が任命する。
放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後や週末に学校施設等で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず参加可能である。

は行	
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。
放課後等デイサービス	在学中の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上のための訓練等の提供及び放課後の居場所の提供を行うサービス。
保小連絡会	就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目的に実施されている、保育所と小学校の定期的な情報交換の場。

ま行	
ミニすくすく(地域の広場)	地域における保護者同士の交流やこどもの遊び場、育児相談等の場を提供すべく、地域の母子保健関係者が中心となって行っている事業。

や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的として、児童福祉法に基づき設置された組織。

ら行	
ライフステージ	年齢に伴って変化する生活段階のこと。出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職等、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方。
利用者支援事業	児童またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事、家庭、地域、個人生活等、様々な活動について、調和が保たれ、多様な生き方を選択・実現することができること。

第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン

発行・編集:若狭町 子育て支援課
〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場 20-18
TEL:0770-62-2704 FAX:0770-62-1049
発行年月:令和7年3月